

深谷市緑の基本計画（案）



平成 21 年 12 月

深谷市

表紙写真

<small>あらかわ</small> 荒川 (花園地区)	<small>しげんいけ</small> 慈眼池 (岡部地区)
<small>しらひげじんじや</small> 白髭神社 (川本地区)	<small>せんげんやまこうえん</small> 仙元山公園 (深谷地区)

—目次—

第 1 章 緑の基本計画策定における基本事項	1
1. 緑の基本計画の基本事項	1
1-1. 深谷市緑の基本計画策定の経緯と目的	1
1-2. 緑の基本計画とは	2
1-3. 計画の位置づけ	2
2. 緑の基本計画策定の検討体制等	3
2-1. 緑の基本計画の策定体制	3
2-2. 緑の基本計画策定の検討フロー（スケジュール）	3
第 2 章 深谷市緑の実態調査	4
1. 緑の基本計画の前提	4
1-1. 対象とする緑・緑地	4
1-2. 緑の効果と役割	5
2. 深谷市の緑の概況	6
2-1. 深谷市の概況	6
2-2. 緑の現況調査	11
2-3. 市民意向の把握	15
2-4. 既往計画での位置づけ	19
2-5. 事業進捗状況	23
3. 緑の解析・評価と課題の整理	28
3-1. 市全体の緑の課題について	28
第 3 章 将来目標および基本方針の検討	31
1. 基本理念及び緑の将来像	31
1-1. 基本理念	31
1-2. 緑の将来像	31
2. 緑の基本方針	33
2-1. 緑の基本方針の設定	33
2-2. 緑の配置方針	34
3. 目標数値の設定	36

3-1. 計画のフレーム	36
3-2. 計画の目標水準の設定	37
第 4 章 緑の推進施策の検討	38
1. 推進施策の体系	38
2. 施策の展開	40
2-1. 緑の環、緑の軸の形成（施策の柱1）	40
2-2. まちの緑の活性化（施策の柱2）	42
2-3. 貴重な緑の保全・活用（施策の柱3）	46
第 5 章 地区別の方針	50
1. 深谷地区	50
2. 岡部地区	54
3. 川本地区	56
4. 花園地区	58
第 6 章 計画の推進方策	60
1. 計画の推進体制	60
1-1. 行政の取り組み体制の整備	60
1-2. 協議会等の設置の検討	60
1-3. 広く市民からの意見を聞ける機会づくり	60
2. 計画の進行管理	60
2-1. PDCAサイクルによる進行管理	60
2-2. 計画の見直し	60

第 1 章 緑の基本計画策定における基本事項

1. 緑の基本計画の基本事項

1-1. 深谷市緑の基本計画策定の経緯と目的

深谷市は、平成 18 年 1 月 1 日に、深谷市、岡部町、川本町、及び花園町の 1 市 3 町の合併により新たに誕生しました。平成 19 年 12 月には新しい深谷市のまちづくりの最も基本的な計画となる「深谷市総合振興計画基本構想」と、新たな深谷市の土地利用の指針を定めた「深谷市国土利用計画」が策定されました。この合併により、櫛挽地区の防風林、鐘撞堂山一帯の山林、荒川沿岸の緑、広範囲に及ぶ農地など、多くの良好な緑が新市の包括的な緑として位置づけられることとなりました。一方、これまでに、旧川本町では平成 11 年、旧深谷市では平成 13 年、そして旧花園町では、平成 15 年に緑の基本計画が策定され、それぞれの計画において緑の方向性が掲げられています。

本市の緑の基本計画の策定においては、旧市町が描いていた緑の方向性を踏まえながら、深谷市の良好な緑を次代に向けて保全、育成、活用するために、また、新市としての環境、レクリエーション、防災、景観上の特性を活かし、深谷市の緑環境についての将来像と、それを実現するための施策等を定めることを目的とします。



図 1 合併前の深谷市

1-2. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、「都市緑地法」第4条に基づき市町村が定める法定計画であり、都市における総合的な緑の計画となるものです。

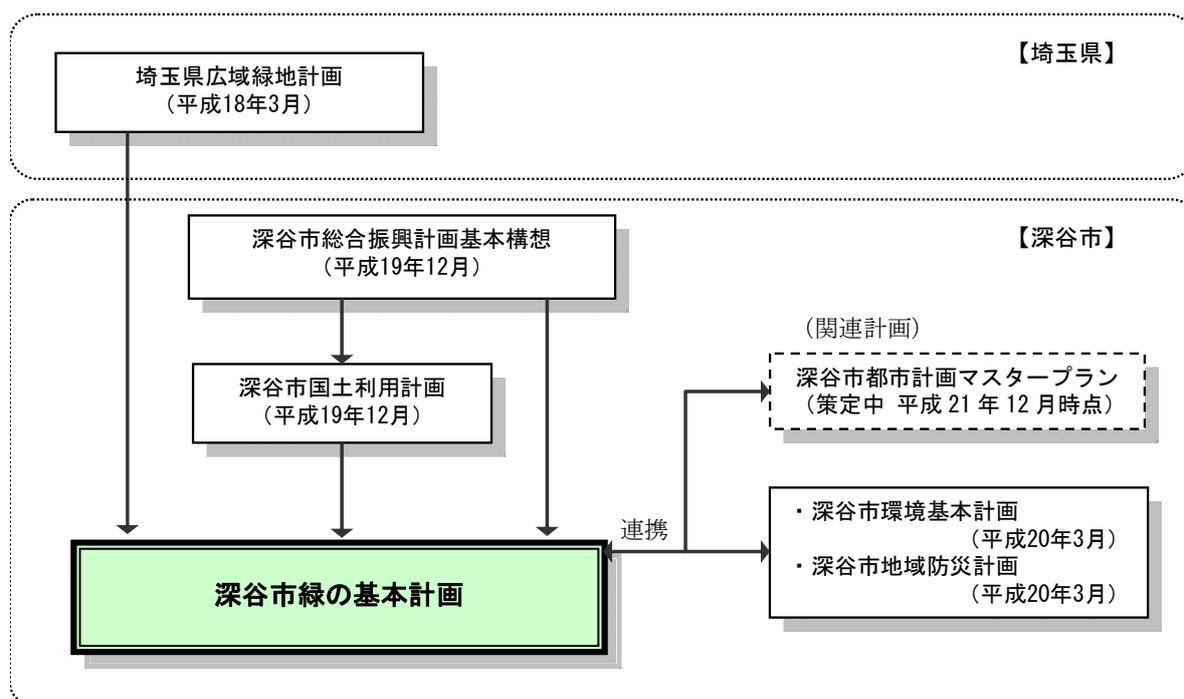
緑の基本計画では、「緑地の保全及び緑化の目標」、そして、その目標を達成するための「緑地の保全及び緑化推進のための施策」を必ず定めることとされています。また、必要に応じて都市公園の整備の方針なども定めることができることから、総合的な緑の計画として位置づけられています。

●緑の基本計画の特徴

- ・法律（都市緑地法）に根拠を置く計画制度であること
- ・市町村の緑とオープンスペース（私有地も含む）の全てに関する総合的な計画であること
- ・住民に最も身近な、地方公共団体である市町村が、独自性・創意工夫を発揮してオリジナリティあふれる計画を策定することができること
- ・計画の策定に際して住民意見の反映が義務付けられていること
- ・計画内容の公表が義務づけられていること
- ・法律に基づく措置から緑に関する普及啓発のソフト施策に至る、幅広い内容が含まれること

1-3. 計画の位置づけ

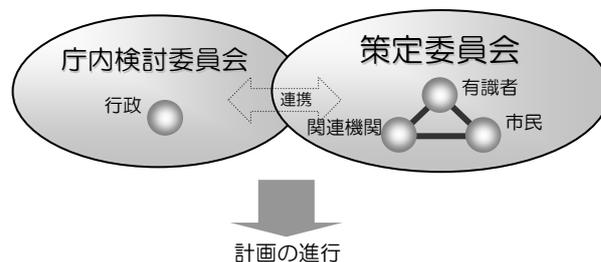
本計画は、埼玉県広域緑地計画をもって広域的な視点を踏まえ、深谷市総合振興計画基本構想（平成19年）及び深谷市国土利用計画（平成19年）を上位計画とします。また、その他関連計画との連携を図るとともに、策定中の深谷市都市計画マスタープランとの調整をします。



2. 緑の基本計画策定の検討体制等

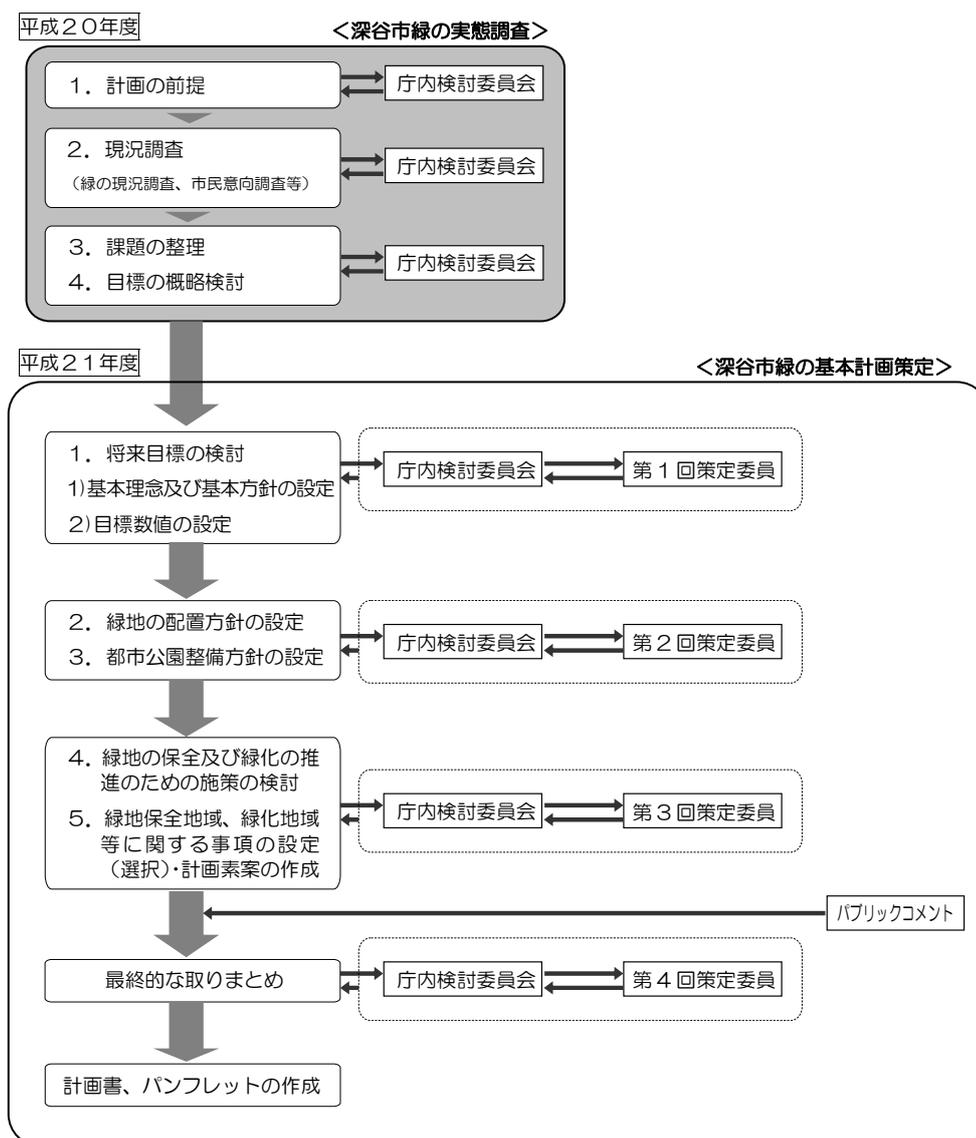
2-1. 緑の基本計画の策定体制

本計画においては、計画策定に係る委員会等会議として、策定委員会と庁内検討委員会を設置しています。右に緑の基本計画策定の検討体制について整理しました。



2-2. 緑の基本計画策定の検討フロー（スケジュール）

本計画は、「深谷市緑の実態調査業務（平成20年度）」と「深谷市緑の基本計画策定業務（平成21年度）」で構成されます。前者においては、計画策定するための基礎調査として実態を把握するとともに課題を抽出、目標の検討を行うこととし、後者においては、深谷市緑の実態調査の内容を踏まえ、緑の基本計画を策定することとしています。策定の検討フロー図を以下に示します。



第 2 章 深谷市緑の実態調査

1. 緑の基本計画の前提

1-1. 対象とする緑・緑地

1) 緑とは

緑の基本計画における「緑」は、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間を意味するものとして捉えます。つまり、個人庭園の草花や街路樹などばかりではなく、公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼まで含むものとしします。

2) 深谷市緑の基本計画での緑と緑地について

緑の基本計画では、公園緑地をはじめとする公共施設や、法律や条例などによって長期的に緑が保全・活用される土地および空間を「緑地」として捉えます。

下に緑と緑地を整理した概略図を示します。

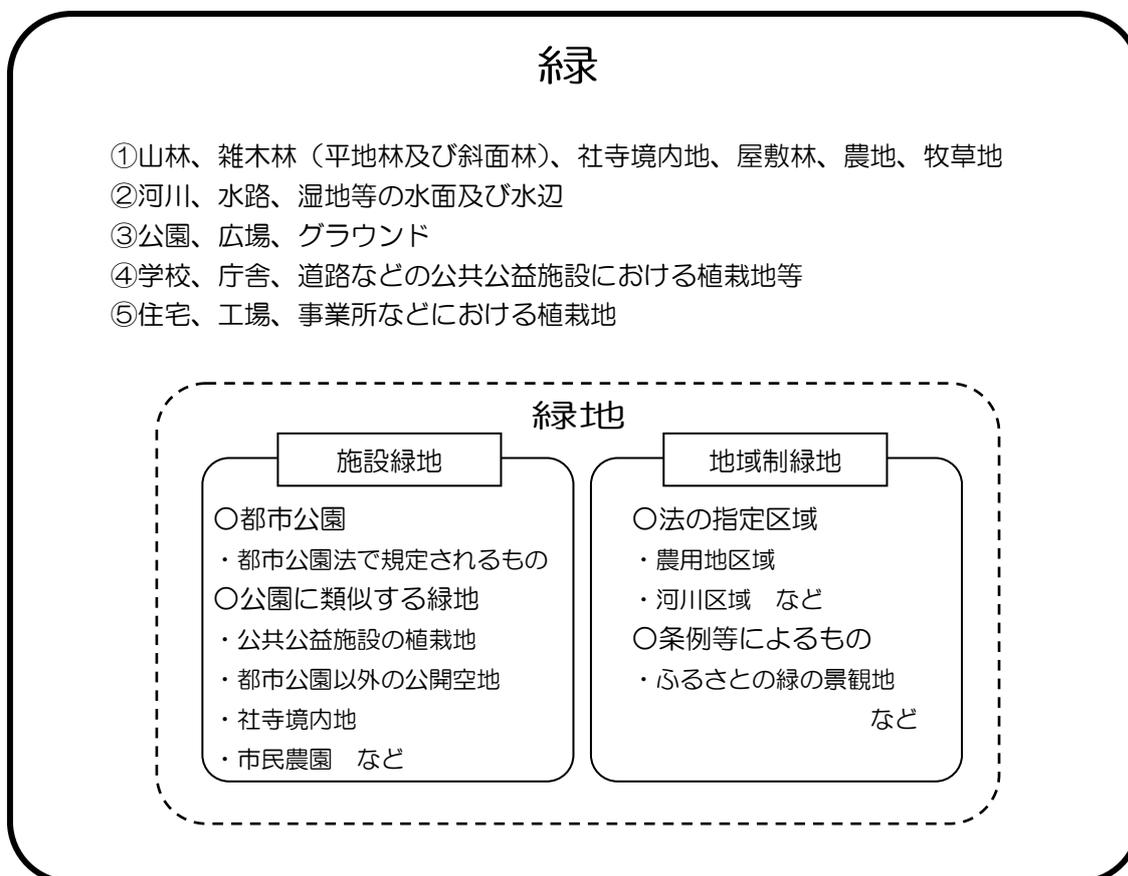


図 2 緑と緑地の概念図

1-2. 緑の効果と役割

緑は、様々な環境改善効果を有し、良好な都市形成のための様々な役割をもっています。ここでは、緑のもつ多様な効果と役割について主なものを整理しました。

◆緑の効果◆

①低負荷型環境の形成効果

- ・ 有害物質を吸収し粉塵を吸着させるなどの大気の浄化
- ・ ヒートアイランド現象の緩和
- ・ 騒音の低減
- ・ 二酸化炭素の吸収による低炭素社会の形成
- ・ 緑のリサイクルによる環境への負荷の低減

②循環型環境の形成効果

- ・ 雨水を貯留することによる流出の抑制
- ・ 雨水を浸透させることによる地下水の涵養
- ・ 緑の蒸発散による水循環システムの構築
- ・ 緑のリサイクルによる資源の再活用

③共生型環境の形成効果

- ・ 多様な生物の生息環境の創出
- ・ 生物が緑を移動することによる生態系ネットワークの拡大

④景観形成効果

- ・ 単調で画一的な都市景観に対する有機的な変化の付与
- ・ 歴史的、文化的に良好な景観の形成
- ・ まちなみの季節ごとの美しい変化への寄与
- ・ 都市景観のランドマークの形成

⑤防災環境形成効果

- ・ 災害時の避難地や避難路の確保
- ・ 災害時の延焼の遅延や防止
- ・ 強風による飛砂などの抑制と二次的な災害の防止

⑥レクリエーション環境形成効果

- ・ 散策、休憩、運動、遊びの場の創出
- ・ 緑とふれあうことによる環境教育の場の創出
- ・ やすらぎ感の向上などの心理効果の創出
- ・ 緑の香成分による健康維持、増進、回復の促進

◆緑の役割◆

都市環境の保全

都市の緑は、自然の状態でそのまま保全される原生的な自然とは異なり、保全・創出を行うための適切な管理や整備によって、生活環境と調和した自然的環境が確保されていくことが必要です。都市の緑は、都市気温の緩和、大気汚染の浄化及び小動物の生息環境の維持・改善等都市環境を保全する機能があります。

良好な景観の形成

緑は、地域の気候・風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、市民生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。

安全・安心なまちの創出

災害時における人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動や救助活動となる拠点として多様な機能を持つことから、緑を適切に配置、確保することにより、都市の安全性・防災性を高めることができます。

余暇活動の場の創出

緑のもつ多様な機能を活用することにより、市民の余暇活動の変化に対応した緑豊かで質の高い空間を確保することができます。

2. 深谷市の緑の概況

2-1. 深谷市の概況

1) 位置・面積

深谷市は平成 18 年 1 月 1 日に、深谷市、岡部町、川本町及び花園町の 1 市 3 町の合併により新たに誕生しました。本市は埼玉県北西部に位置し東は熊谷市に、南は嵐山町、寄居町に、西は美里町、本庄市に、北は群馬県との県境を有し、伊勢崎市、太田市に接しています。

深谷市国土利用計画によると、本市の面積は約 137.58k m²で、市域の約 47%が農地となっています。

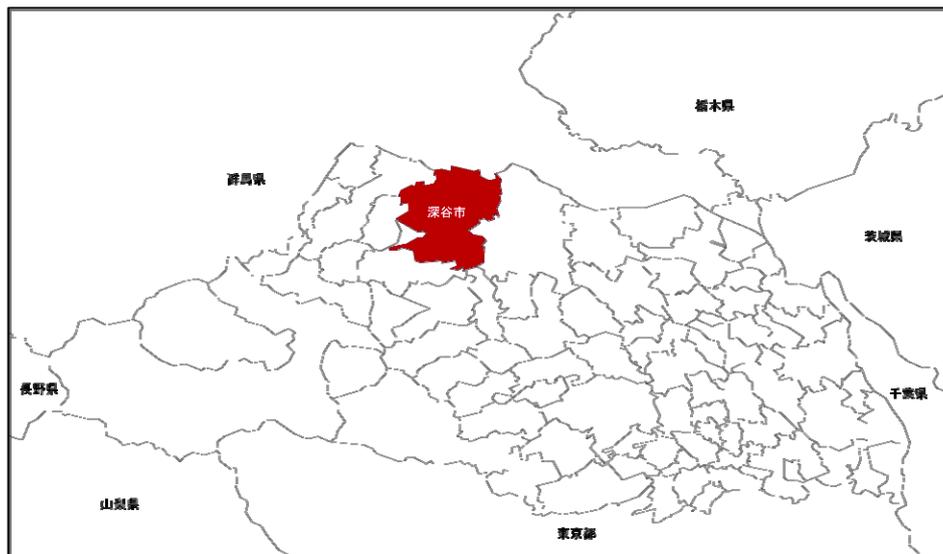


図 3 深谷市の位置

2) 人口

本市の人口は、平成 17 年の国勢調査によると 146,461 人であり、平成 12 年の調査時に比べて 101 人、割合にして 0.1%の減少となっています。世帯数で見ると平成 17 年では 49,249 世帯であり、平成 12 年の調査時よりも 2724 世帯、割合にして 5.5%の増加となっています。

平成 17 年調査時の年齢階層別人口は、年少人口（15 歳未満）14.5%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）67.5%、老年人口（65 歳以上）18.0%となっています。平成 12 年の調査と比べると、年少、生産年齢人口で減少、老年人口で増加の傾向がみられます。

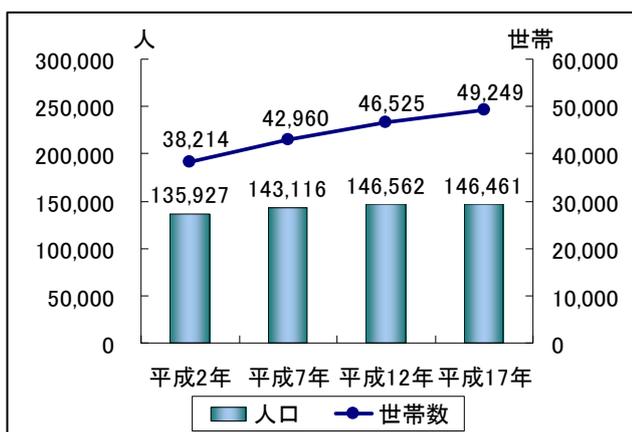


図 4 年齢別人口の推移

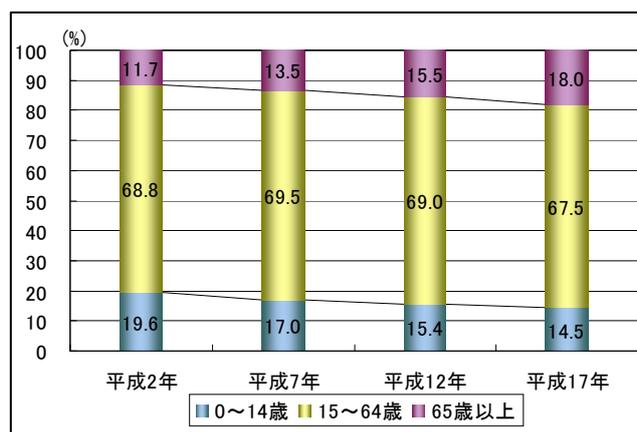


図 5 深谷市の人口・世帯数の推移

※小数第 2 位で四捨五入しているため合計が 100%にならない場合がある

また、平成 17 年の人口を旧市町の人口の割合で見ると、旧深谷市が 71% (103,529 人)、旧岡部町が 12% (18,305 人)、旧川本町が 8% (11,992 人)、旧花園町が 9% (12,635 人) となっています。

人口の集積は JR 高崎線深谷駅周辺と岡部駅周辺にあることが見て取れます。その他の市域の大部分において、人口密度は、概ね 10 人/ha となっています。最も人口密度が高いのは市東部の下原南部地域で、89.40 人/ha となっています。

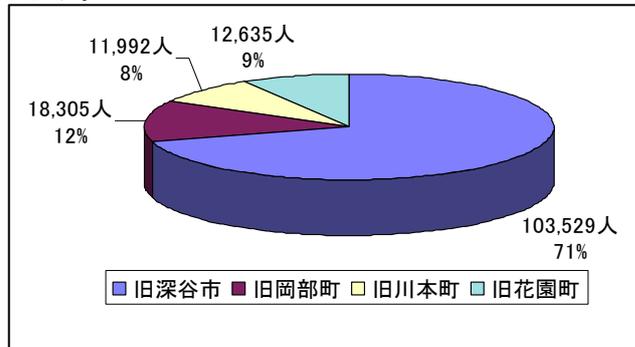


図 6 平成 17 年の総人口に占める旧市町の人口割合

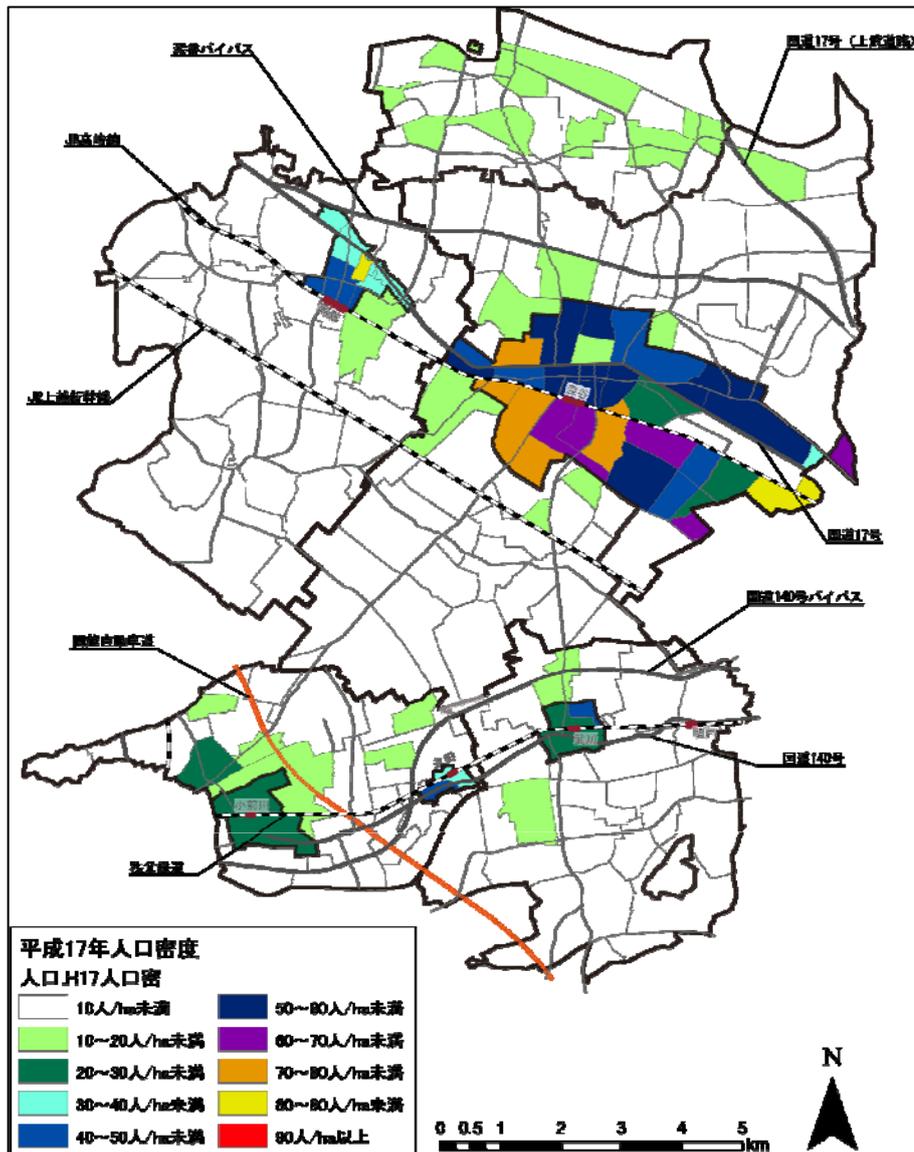


図 7 平成 17 年深谷市人口密度分布

3) 土地利用

本市の自然的土地利用を見ると、その大部分は農用地であり、市の全面積の約 1/2 を占めています。農用地は、鉄道や幹線道路に沿った大小の市街地を取り囲むように市内全域に広がっています。また、森林面積は全体の 3% と限られた面積となっています。

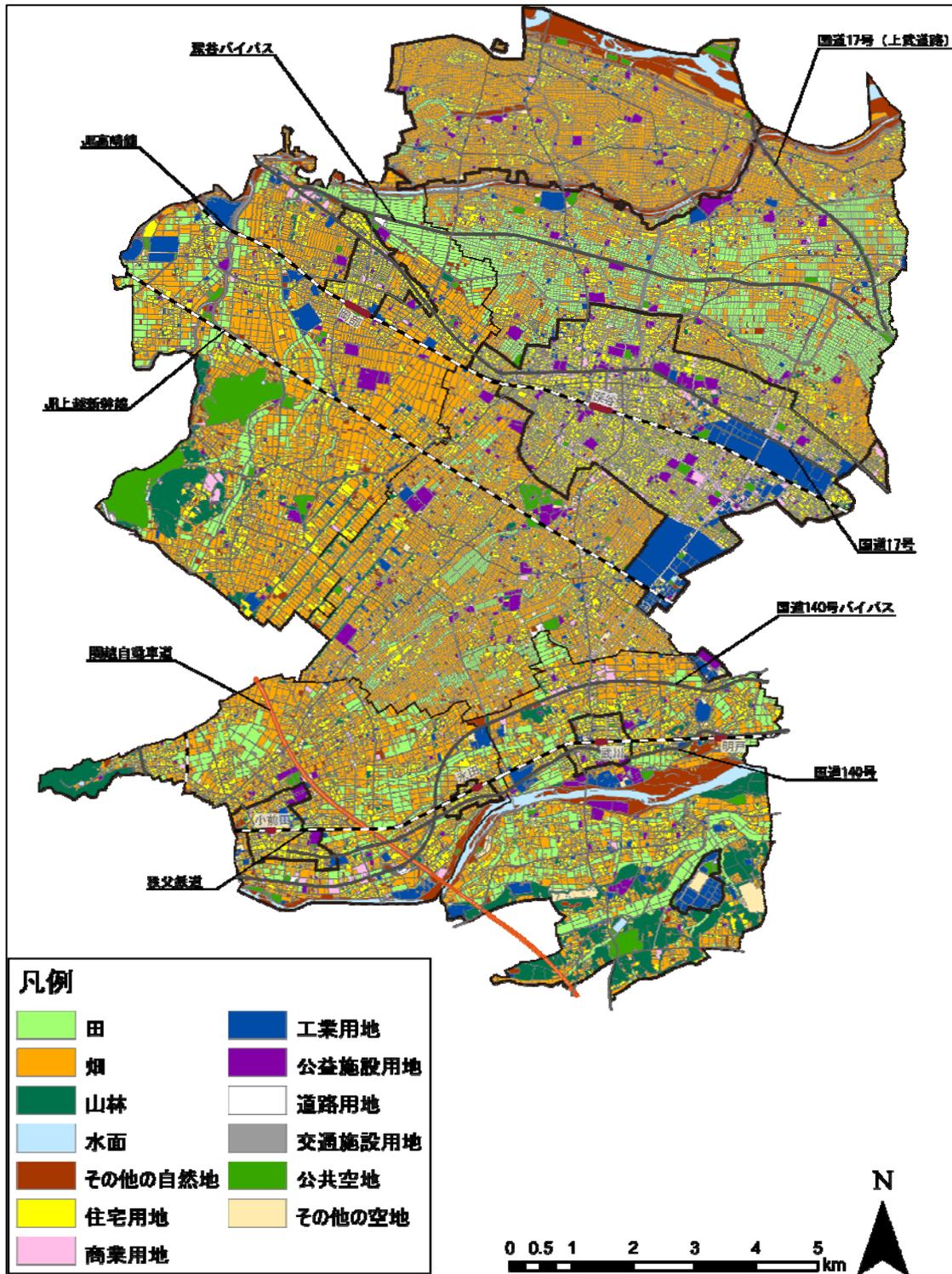
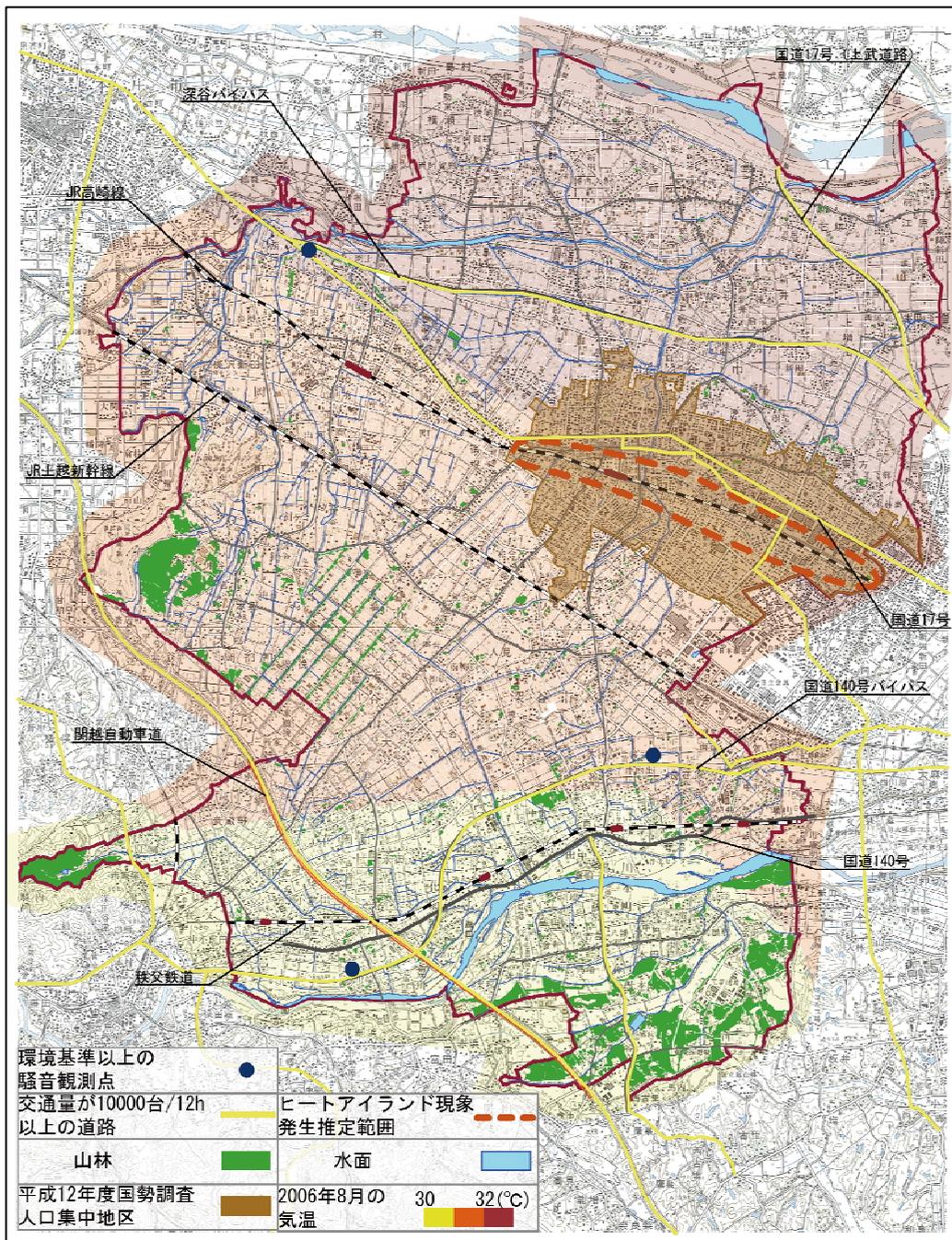


図 8 土地利用現況図

4) 環境

道路交通について、交通量が1万台/12H以上の道路が東西に市街地を横断しており、その道路の岡部、花園、川本の市街地に近接して環境基準以上の数値の騒音観測点が存在します。また、市内には北部に流れる利根川及び南部を東西に流れる荒川の水面があるほか、中小の河川、用水路が市内に広がっていることがわかります。その他、JR 深谷駅周辺にヒートアイランド現象発生推定範囲が存在します。



出典：平成18年深谷市都市計画基礎調査、深谷市環境基本計画（2007）、平成17年道路交通センサス 埼玉県ヒートアイランド現象実態調査（2007）

図9 深谷市の環境

5) 景観

本市は広い範囲に緑豊かな田園景観が広がり、また、北の利根川、南の荒川をはじめとした水辺景観にも恵まれています。特に郊外部では、冬季の北よりの季節風の備えである特徴的な防風林が現存する地域があるほか、緑豊かな屋敷林等も残され、市内各地に分布する身近な河川・水路の水辺景観と合わせて、本市の特色ある景観を形成しています。また、本市は概ね、平坦な地形となっているため、市域の南西部の鐘撞堂山や中心部の仙元山公園の緑はランドマークとしての機能を持っています。

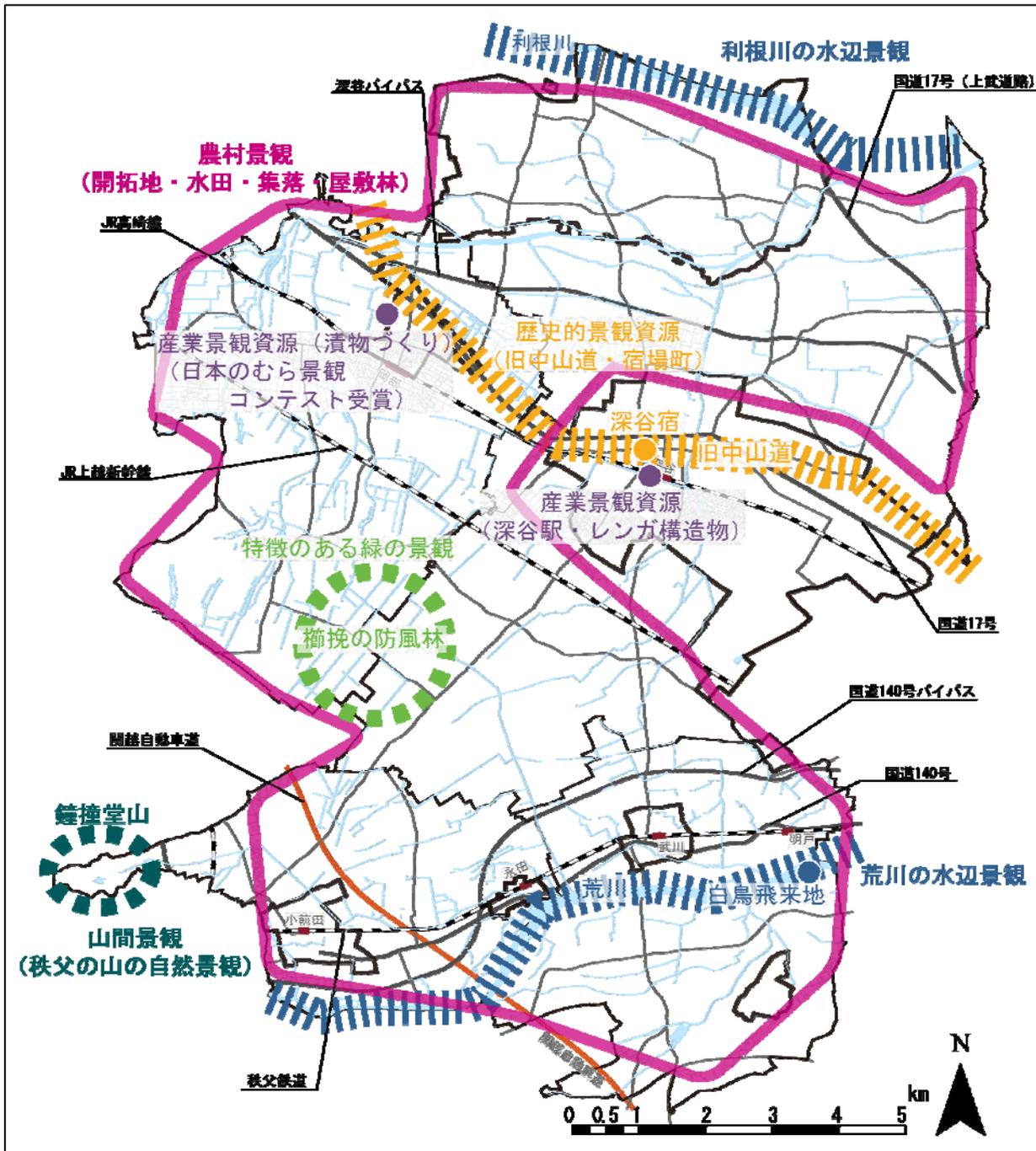
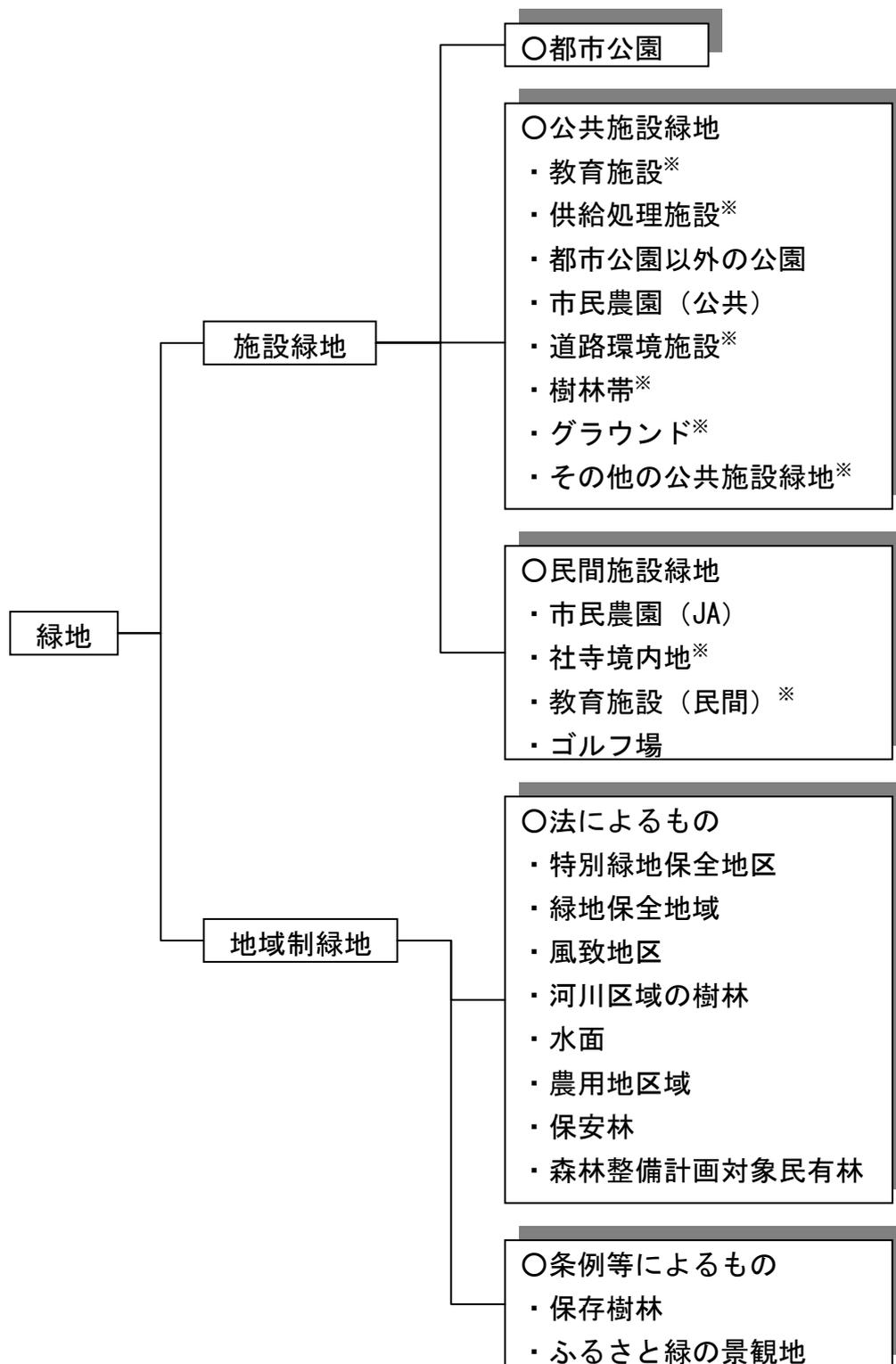


図 10 深谷市の景観資源

2-2. 緑の現況調査

1) 緑地の分類と定義

緑地は施設緑地と地域制緑地に大別し、施設緑地は担保性・公共性の高い施設を、地域制緑地は緑に関する法、条例、規則などによって定められている緑を取り上げています。緑地の分類について整理した図を以下に示します。



※…樹冠面積を緑地面積として計上しています。

2) 緑地面積の現況

(1) 農用地区域について

本市の農用地区域は 6,229ha であり、市域面積 13,758ha の約 45%を占めています。農用地区域は比較的容易に利用転換が可能であり緑地としての担保性が低いこと、また、都市緑地法運用指針において「原則として（緑地には）農地は含まれない」との記述があることなどを鑑み、本市の緑の基本計画における緑地面積は計画の質を高めるために農用地区域を除いた面積での計画検討を行います。

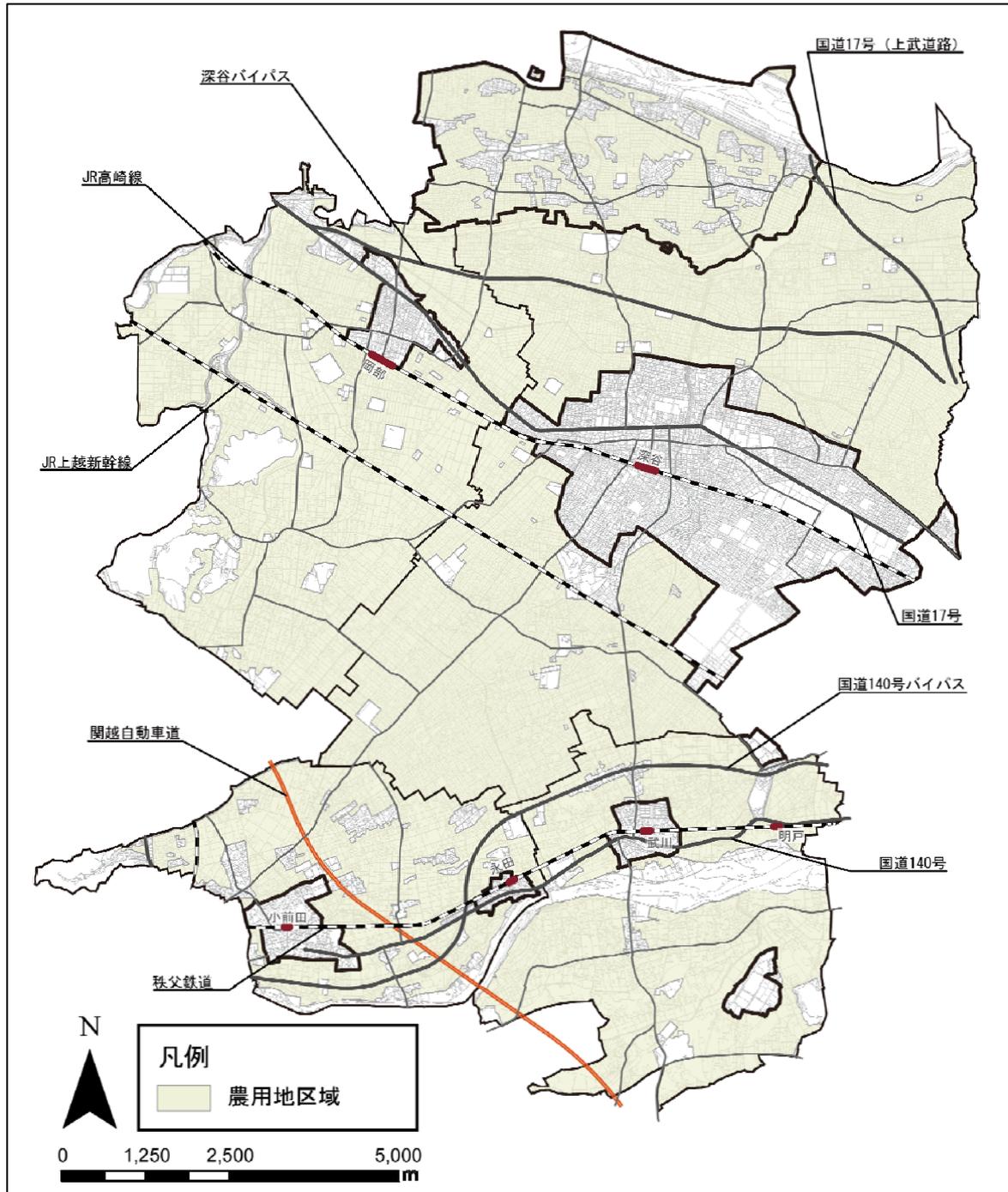


図 11 深谷市の農用地区域

(2) 市域の緑地面積について

以下の表に深谷市全域の緑地面積を示します。

表 1 緑地の面積

		単位:ha			
区分		市街地内	市街地外	合計	
施設 緑地	都市公園	30.67	63.27	93.94	
	以都市公園 外	その他の公園	8.15	44.99	53.14
	公共施設緑地	12.09	23.60	35.69	
	民間施設緑地	8.57	166.00	174.57	
	施設緑地合計	59.48	297.86	357.34	
地域 制 緑地	法によるもの	特別緑地保全地区・緑地保全地域	-	-	-
		風致地区	-	-	-
		その他の法によるもの	9.64	1146.27	1155.91
	条例等によるもの	0.07	33.39	33.46	
	地域制緑地小計	9.71	1179.66	1189.37	
	地域制緑地間の重複	0.00	0.00	0.00	
	地域制緑地合計	9.71	1179.66	1189.37	
施設・地域制緑地間の重複		0.00	7.50	7.50	
緑地現況量総計		69.19	1470.02	1539.21	

上表に示すように本市の有する緑地の大部分は「その他の法によるもの」であり、緑地の総量の約 77%を占めています。

次ページの図 12に緑地の現況を図面で示します。

なお、「市街地内」とは市街化区域と非線引き都市計画区域の用途指定区域を示し、「市街地外」は市街化調整区域、白地区域（非線引き都市計画区域の用途指定の無い区域）、都市計画区域外を示しています。

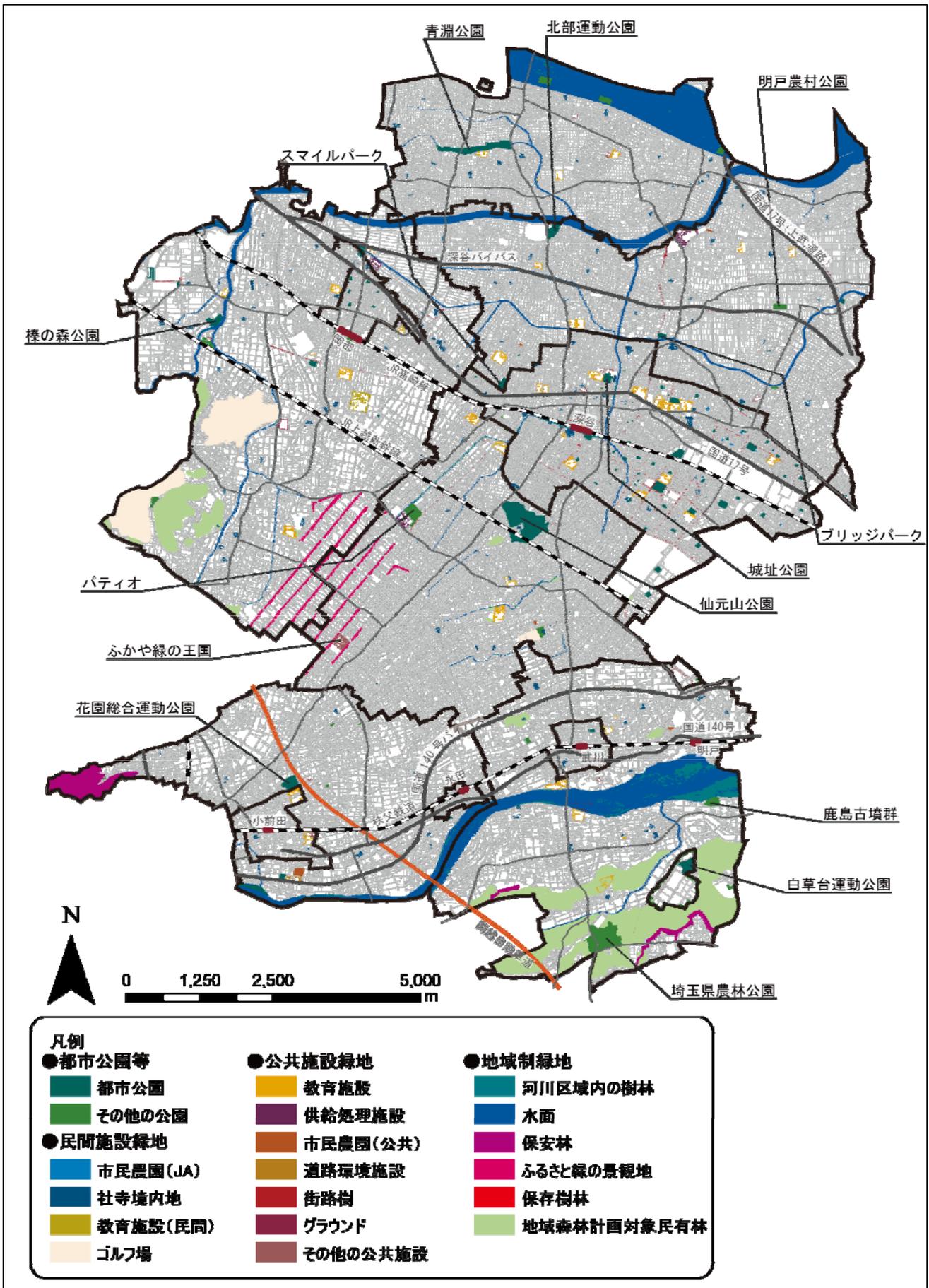


図 12 緑地現況図

2-3. 市民意向の把握

今後の深谷市の環境に配慮したまちづくりに活かしていくため、緑に関するアンケート調査を行いました。

1) アンケート概要

調査対象：深谷市在住の18歳以上、70歳未満の方の中から2,000名を無作為に抽出
 調査方法：アンケート用紙及び回答用紙を同封した封筒を郵送し、回答用紙を返信郵便にて回収
 調査期間：平成20年10月3日～10月20日
 回答結果：回答数769（回収率38.5%）

調査を取りまとめた結果では、以下のような様々な意見があることがわかりました。

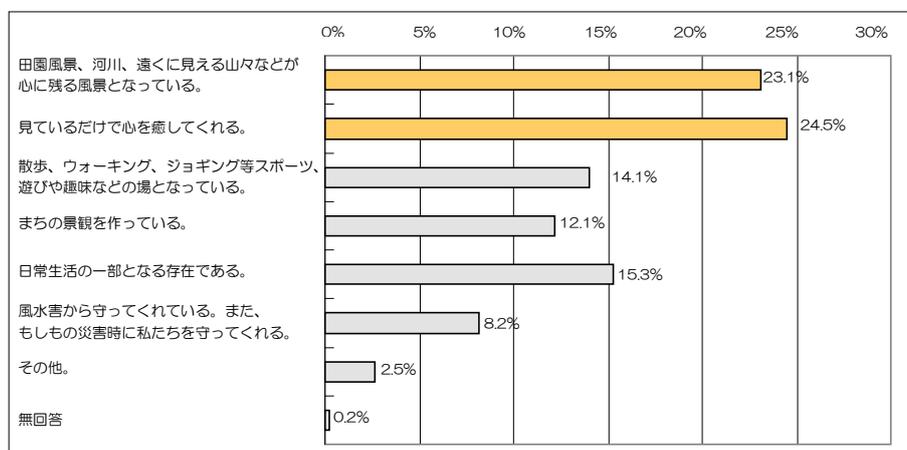
- ①緑に対する思いについて、緑を心に残る風景として癒しを感じる存在と思う方が4割以上いる。
- ②身近な緑について、緑が減少あるいは緑の質が落ちていると感じている方が5割以上いる。
- ③深谷市の公園について、身近な公園が少ないあるいは公園自体の設備がさみしいとする方が6割以上いる。
- ④深谷市の緑の将来像について、誰もが楽しめるような身近な緑づくりを進めるべきとする方が3割以上いる。
- ⑤深谷市の緑づくりに協力できることについて、気軽に緑化活動に参加したいと考える方が4割以上いる。

2) 調査結果

①緑に対する思いについて

緑は、田園、河川、遠くに見える山々など、心に残る風景として癒しを感じる存在であると思う人が多いことがわかりました。その他意見においては、二酸化炭素を削減し地球温暖化を抑制する存在であるとする回答が比較的多いことがわかりました。

Q あなたにとって緑はどのような存在ですか？（複数回答）

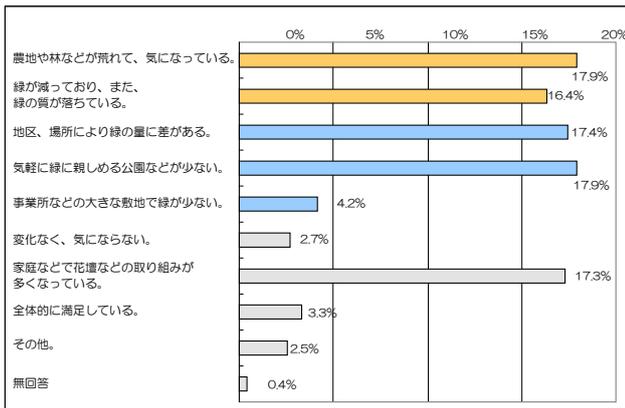


②現在の身近な緑に対する感じ方について

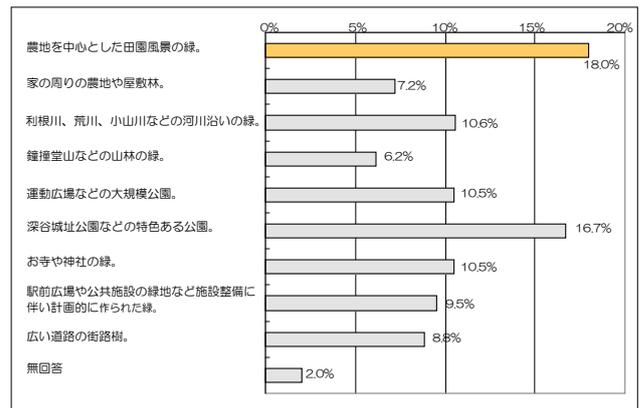
身近な緑の状況についての印象は、緑の質が落ち、量が減少していること、緑の量に地域差があると感じている人が多いことがわかりました。

また、身近な緑の中では、農地を中心とした田園風景の緑が気に入っている人が多いことがわかり、その他意見において、「仙元山公園及び周辺」、「唐沢川の緑」、「深谷グリーンパーク・パティオ」、「埼玉県農林公園」、「深谷城址公園」に人気が高いことがわかりました。

Q 身近な緑の状況についてどのような印象をお持ちですか？
(複数回答)



Q 深谷市の緑で気に入っているところはどこですか？
(複数回答)



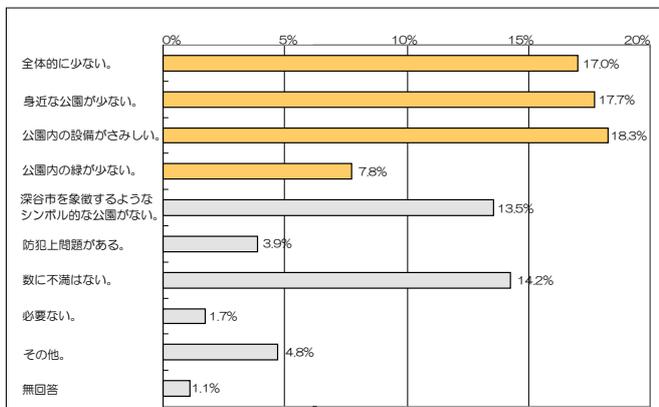
③深谷市の公園について

現在の公園は、全体的にそして身近な公園が少ないと考える回答と公園自体の緑や設備などがさみしいと考える回答を合わせると回答数の6割を超えることがわかりました。

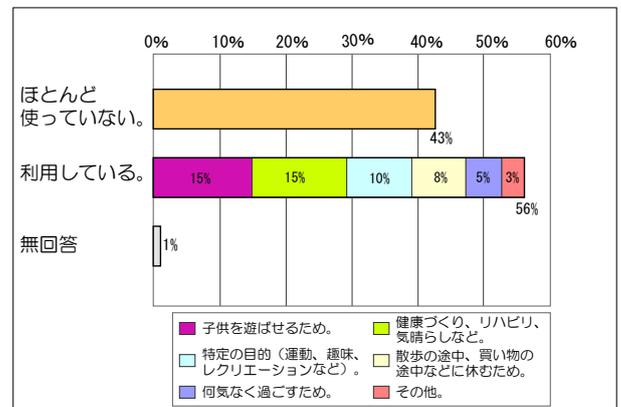
利用する状況は、全回答者数から比較すると、公園を日ごろ利用している人は6割を満たないことがわかり、ほとんど使っていない理由には、近くに公園がないという回答が多いことがわかりました。

そして今後は、環境学習ができる公園、多様な機能をもった公園、防災機能を備えた公園、身近な公園に対する要望が多いことがわかりました。

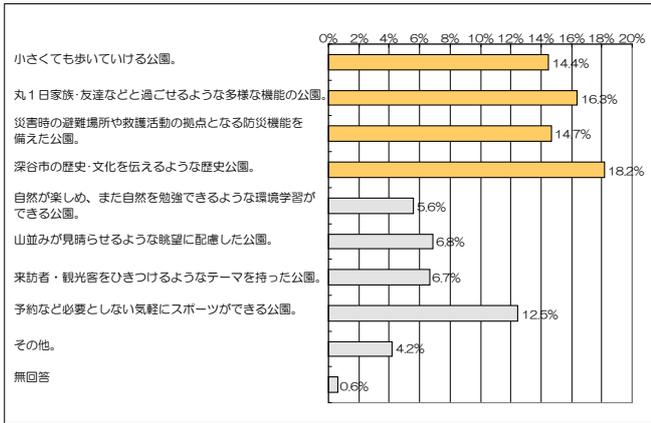
Q 現在の公園の量・質についてどのようにお考えですか？
(複数回答)



Q 公園をあなたは日ごろどのように利用していますか？
(複数回答)



**Q 今後どのような公園が増えていけばいいと思いますか？
(複数回答)**



【要望の多い公園の例】



小さくても歩いていける公園
(写真：深谷市内の街区公園)



多様な機能の公園
(写真：深谷グリーンパーク)



防災機能を備えた公園
(写真：地下式非常用屋外トイレ(千葉県))

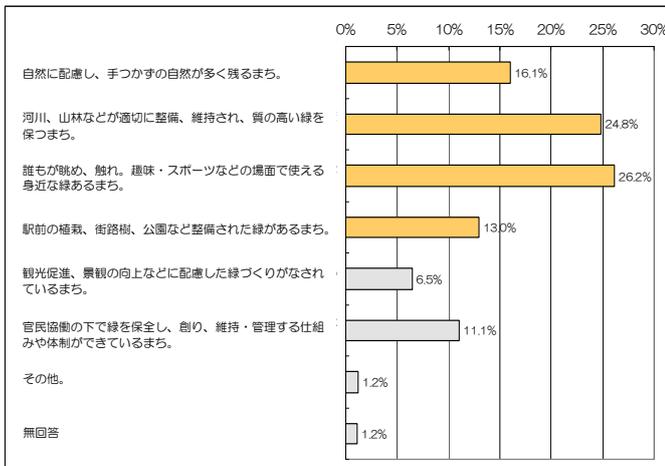


環境学習ができる公園
(写真：ほたるの里公園)

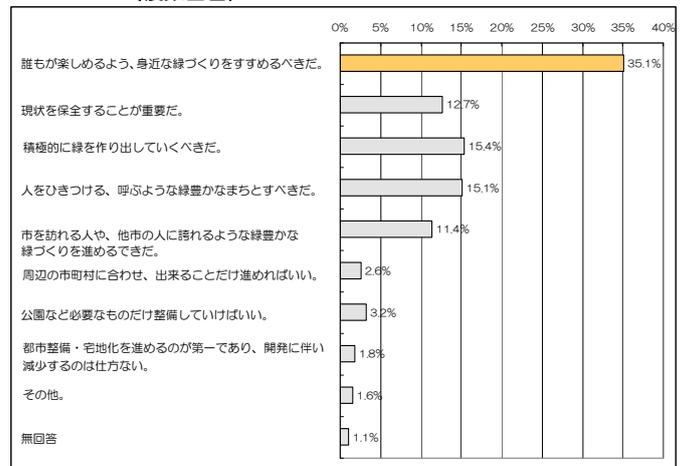
④深谷市の緑の将来像について

深谷市の将来的な緑は、適切に維持された河川や山林などをふくむ質の高い自然の緑と街路樹や公園などの身近な緑であると共感する人が多いことがわかり、あるべき姿については、身近な緑づくりを進めるべきだと考える人が多いことがわかりました。また、緑を創出するためには、遊休地の積極的な活用や、住民一人一人がつくる地域緑化の推進、公共事業と併せた官民協働による緑化をすすめるべきと考える人が多いことがわかりました。

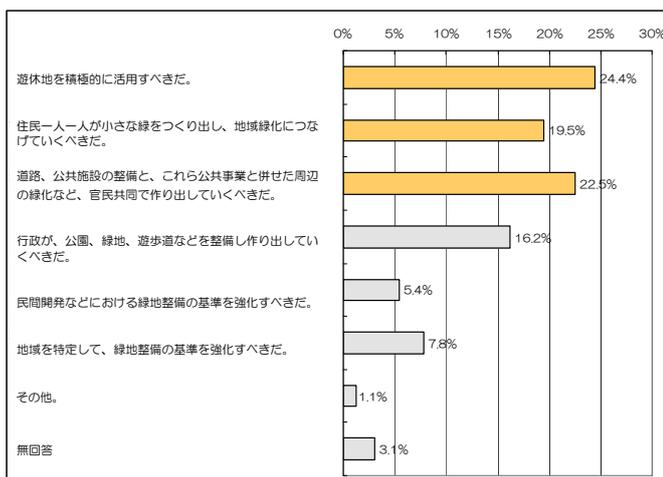
Q 深谷市の緑の将来像としてあなたが共感できるものはどれですか？ (複数回答)



Q 深谷市にとって緑はどのようにあるべきでしょうか？ (複数回答)



Q 緑をつくりだすためには、どのような方法が望ましいでしょうか？ (複数回答)

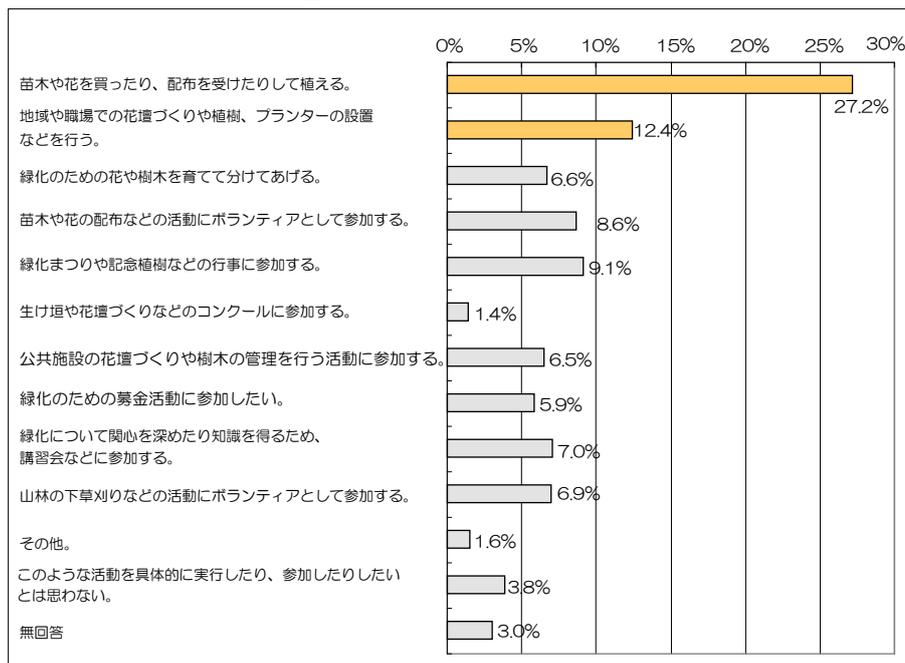


⑤深谷市の緑づくりに協力できることについて

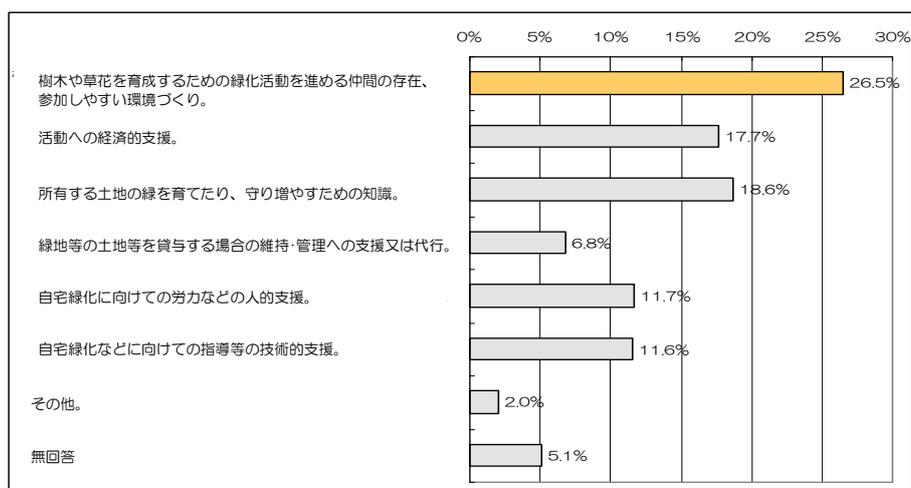
緑化活動が行われた場合には、苗木や花を買ったり配布を受けたり、地域の花壇づくりを行うなど、気軽にできる緑化活動に参加したいと考える人が多いことがわかり、参加したいとは思わない人はごくわずかでした。

また、緑づくりを進めるうえでは、緑化活動を進める仲間の存在など、参加しやすい環境づくりが必要であると考えられる人が多いことがわかりました。

Q 次のような緑化活動が行われた場合、参加したいと思いますか？
(複数回答)



Q あなたが緑づくりを進めるうえで必要とされる事項は何ですか？
(複数回答)



2-4. 既往計画での位置づけ

深谷市緑の基本計画と、その上位計画、関連計画等との整合を図るために、上位計画、関連計画において、緑、自然環境等について言及されているものの整理をします。取り上げた計画及び深谷市緑の基本計画の基本的な位置づけを以下に示します。

表 2 上位計画・関連計画と整合の内容

区部	計画名	整合内容
埼玉県計画	1) 都市計画区域マスタープラン	・都市計画における自然環境等の整備及び保全の方針等
	2) 広域緑地計画	・緑の将来像と緑の扱いの方針 ・身近な緑に関する施策の方針
	3) 景観アクションプラン	・景観面での緑の位置づけの整理
深谷市計画	4) 総合振興計画	・緑に関する目標との整合 ・施策における緑の位置づけ ・施策の緑の基本計画への取り込み
	5) 国土利用計画	・都市構造との整合（緑の拠点・軸など）
	6) 環境基本計画	・個別方針（緑等に関する方針）との整合 ・環境面での緑の位置づけの整理
	7) 地域防災計画	・防災面での緑の位置づけの整理
	8) 旧深谷市緑の基本計画	・計画の目標、方針
	9) 旧川本町緑の基本計画	・計画の目標、方針
	10) 旧花園町緑の基本計画	・計画の目標、方針

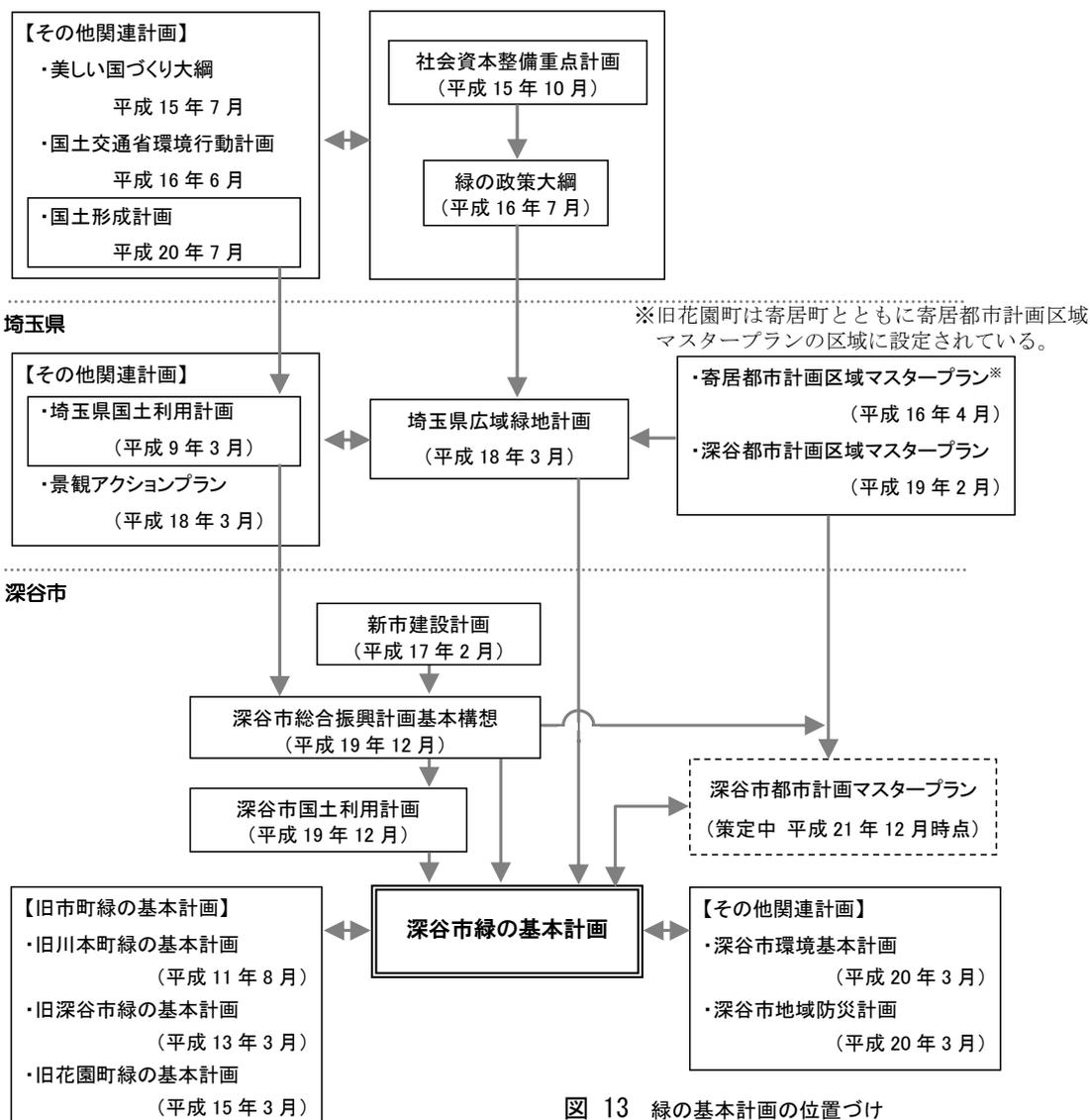


図 13 緑の基本計画の位置づけ

1) 緑の広域的な位置づけのまとめ

取り上げた上位関連計画との整合について、緑施策に関連する「緑地の保全」、「緑の管理」、「緑の創出」、「市民・企業の緑化活動」の4つの視点に分類し、計画されている内容について整理を行いました。

(1) 緑地の保全について

計画内容	関連計画
①市全域を対象	
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境（水辺、植林地）と文化財を一体化した地域景観として保全 ・核となる景観を構成する緑地、河川等軸緑となる景観を構成する緑地、大規模な水田領域を感じさせる景観を構成する緑地を保全 ・地区の特性に応じた良好な緑地の保全 ・緑のネットワークの形成に向けた取組の推進 	深谷都市計画区域マスタープラン 寄居都市計画区域マスタープラン※ 深谷市国土利用計画 埼玉県景観アクションプラン 深谷市環境基本計画 埼玉県広域緑地計画
②個別項目（緑全般）	
<ul style="list-style-type: none"> ・深谷駅周辺市街地から放射状に展開する緑地を中心として環境保全 ・櫛引・櫛挽の防風林や寺社境内の緑地の保全 ・良好な樹林地に対する緑地保全地区の指定 ・自然の森（鐘撞堂山）の保全と活用 ・特別緑地保全地区等の地域制緑地指定などによる保全 ・まちの風土を形づくる緑の保全 	深谷都市計画区域マスタープラン 深谷市総合振興計画 埼玉県広域緑地計画 旧深谷市緑の基本計画 旧川本町緑の基本計画 旧花園町緑の基本計画
③個別項目（農地関連）	
<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律、生産緑地法等による保全 ・自然に囲まれた潤いある生活空間の形成及び遊休農地等の適切な利用を図る 	深谷市地域防災計画 深谷市国土利用計画
④個別項目（河川関連）	
<ul style="list-style-type: none"> ・秩父山地や荒川などの大きな河川をネットワーク上の「核（コア）」として活かしながら、丘陵地や台地、田園の緑を適切に保全 ・小山川、唐沢川、志戸川、福川、荒川河川敷、仙元山等の水辺空間の保全 ・荒川をはじめとした河川沿岸の保全 ・荒川河川敷、鐘撞堂山における優れた自然等を活かした緑地の保全 	深谷都市計画区域マスタープラン 寄居都市計画区域マスタープラン※ 埼玉県広域緑地計画
⑤個別項目（防災関連）	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の被害を軽減するため、山地や段丘斜面における斜面緑地を保全 ・延焼防止の効果がある保存緑地や保存樹林の指定、市民緑地の指定 	寄居都市計画区域マスタープラン※ 深谷市地域防災計画

(2) 緑の管理について

計画内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動を促進し、県民総ぐるみで緑を管理する ・農用地や森林の公益的機能の維持・向上 	埼玉県広域緑地計画 深谷市国土利用計画

(3) 緑の創出について

計画内容	関連計画
①市全域を対象	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準として平成 32 年までに 深谷都市計画区域マスタープラン 24.1 m²/人、 寄居都市計画区域マスタープラン 12.4 m²/人 ・都市公園の適切な配置整備 ・身近な公園の整備（街区公園、近隣公園） ・自然的な要素の高い緑地の確保、整備 ・良好な街並みや四季折々の自然と田園のゆとりを享受できる生活環境整備 ・豊かな自然や田園風景、水と緑や花を生かす ・地区の特性に応じた良好な緑地の整備 ・緑のネットワークの形成、水と緑といきもののネットワーク、連続性のある都市内緑化 ・ユニバーサルデザインの観点からまちづくりを推進 ・スポーツ・レクリエーション活動の環境整備 	深谷都市計画区域マスタープラン 寄居都市計画区域マスタープラン※ 深谷市総合振興計画 深谷市国土利用計画 埼玉県景観アクションプラン 深谷市環境基本計画 埼玉県広域緑地計画 旧深谷市緑の基本計画 旧川本町緑の基本計画 旧花園町緑の基本計画
②個別項目（公園・緑地関連）	
<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）武川中央公園の整備 ・運動公園として（仮称）利根川緑地公園の整備 ・風致公園として青淵公園の整備 ・特殊公園として鹿島古墳公園の整備 ・水と緑のネットワークづくりの具体化に向けた遊歩道の整備、サイクリングロードの整備 ・特徴ある公園の整備 	深谷都市計画区域マスタープラン 深谷市総合振興計画 旧深谷市緑の基本計画 旧川本町緑の基本計画 旧花園町緑の基本計画
③個別項目（河川関連）	
<ul style="list-style-type: none"> ・荒川河川敷、鐘撞堂山における優れた自然等を活かした緑地の整備 ・自然を生かした河川・水路の整備 	寄居都市計画区域マスタープラン※ 深谷市総合振興計画
④個別項目（防災関連）	
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民に親しまれ、身近な避難地となる公園をスポット的に整備 ・仙元山公園及び深谷城址公園を中心に避難地、避難路、緑地等を配置し、都市内のオープンスペースの確保を図る ・基盤整備を行うとともに重点的に緑化を推進することにより災害に強い緑の映える市街地（防災グリーンゾーン）を形成 ・広幅員道路に耐火性の強い高木を植栽して、延焼防止及び建物倒壊抑制等を図る ・塀、垣の生け垣化を推進 ・道路整備の際に沿道にポケットパークを確保する ・市街地に小広場を確保する 	深谷都市計画区域マスタープラン 寄居都市計画区域マスタープラン※ 深谷市地域防災計画

(4) 市民・企業の緑化活動等について

計画内容	関連計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民協働による保全の体制や仕組みづくりを進め、県民、市民団体、事業者、地権者、県や市町村等あらゆる主体が一体となって取組を推進できるような施策を推進 ・ 緑の保全を推進するにあたり NPO 等市民団体との連携や顕彰制度等の充実「ユニバーサルデザイン」の考え方をもとに、住民と行政の協働による思いやりとふれあいのあるまちづくりを進める ・ 市民ガーデニングボランティア活動の支援（ガーデニング教室の開催・充実、活動の広報など） ・ 地域貢献型ボランティア活動の促進（アダプト制度の普及、学校花はなプランの推進など） ・ 花フェスタ等のイベントの開催 ・ 市民の主体的なまちづくりへの参画 ・ みんなで環境について考え、自発的に行動できるような環境教育・環境学習を推進していく。また、市民や各種関係団体などと連携を深め、ネットワークを確立する 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県広域緑地計画 深谷市総合振興計画 深谷市国土利用計画 深谷市環境基本計画 旧深谷市緑の基本計画 旧川本町緑の基本計画 旧花園町緑の基本計画

※埼玉県が都市計画決定する都市計画区域マスタープランのうち、旧深谷市、旧岡部町、旧川本町は深谷都市計画区域マスタープランの区域であるが、旧花園町は寄居町とともに寄居都市計画区域マスタープランの区域に設定されている。これは深谷都市計画区域が、市街化を進めていく区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）の設定を行っている線引き都市計画区域であるのに対して、寄居都市計画区域はこれを設定しない非線引き都市計画区域であるため、新たな深谷市として一つの都市計画区域を設定できないためである。

2-5. 事業進捗状況

1) 既計画の進捗状況

旧深谷市、旧川本町、旧花園町の緑の基本計画の施策と現状を比較すると以下のようなものが進展していることが確認されます。(旧岡部町に関しては緑の基本計画が存在しないために、緑のマスタープランの内容を対象としました。)

項目としては、①公園整備、②緑に関する活動、③民間・市民の参加の3項目を掲げ、実際に整備されたもの、活動中であるものを抽出しました。

計画の策定年度を以下に示す。

旧川本町緑の基本計画：平成11年

旧深谷市緑の基本計画：平成13年

旧花園町緑の基本計画：平成15年

旧岡部町緑のマスタープラン：平成元年

①公園整備

- ・深谷城址公園のバリアフリー化（旧深谷市）
- ・環境学習の場として、また洪沢栄一翁生誕の地との一体的な青淵公園の整備（旧深谷市）
- ・街区公園：（旧深谷市）下原前公園、本田ヶ谷公園、錦町公園、常盤町広場、折之口広場、諏訪東公園、狭山公園、東方広場、あおぞら公園
（旧川本町）武川中央公園
（旧花園町）黒田公園
（旧岡部町）宮西公園、岡部大寄公園、北原山公園、伊勢方公園、熊野公園、内出公園、前屋敷公園、里林公園、
- ・近隣公園：（旧深谷市）北部運動公園、ブリッジパーク、スマイルパーク
（旧川本町）白草台運動公園
（旧花園町）花園水辺公園
- ・地区公園：（旧花園町）花園総合運動公園
（旧岡部町）榛の森公園
- ・歴史公園：（旧岡部町）中宿歴史公園
- ・風致公園：（旧深谷市）青淵公園（整備中 平成21年12月時点）
- ・都市緑地：（旧深谷市）前原緑地、秋元緑地、森下緑地
（旧岡部町）岡部大寄緑地

②緑に関連する活動

- ・鐘撞堂山ふるさとの森として整備
- ・不耕作農地の活用のための、アグリ・ハローワークによる耕作者の募集
- ・花園地区をメインとした、緑の回廊づくり
- ・花フェスタ、オープンガーデンフェスタ等の開催
- ・菅原神社、岡部東グラウンドの退入路の植樹帯の整備
- ・岡部西部工業団地内の緩衝緑地と岡部大寄緑地の整備
- ・櫛挽の防風林のふるさとの緑の景観地としての保全

③民間・市民の参加

- ・仙元山公園の指定管理者制度を利用した維持管理
- ・市民ガーデニングボランティアによる花壇等の整備
- ・アダプト・プログラムによる公共空間の管理
- ・ふかや緑の王国の活動

2) 計画目標の達成状況

旧市町の緑の基本計画、および緑のマスタープランにおいて、設定されている目標について、現時点での達成状況について評価します。旧市町で目標の設定内容に相違があることから、ここでは都市公園についての達成状況について記述します。

(1) 旧深谷市

旧深谷市の緑の基本計画での計画目標

●都市公園などの緑地の面積を市民1人当たり 18 m²確保する

・都市公園などの緑地面積の目標

平成 12 年（基準）12.98 m²/人（うち都市公園 5.19 m²/人）

平成 32 年（目標）18 m²/人（うち都市公園 6.12 m²/人）

平成 12 年における都市公園の一人当たりの面積は 5.19 m²です。また目標年次である平成 32 年の目標値は 6.12 m²に設定されていました。

平成 21 年現在の旧深谷市域の都市公園の一人当たりの面積は 6.91 m²であり、すでに目標を達成しています。

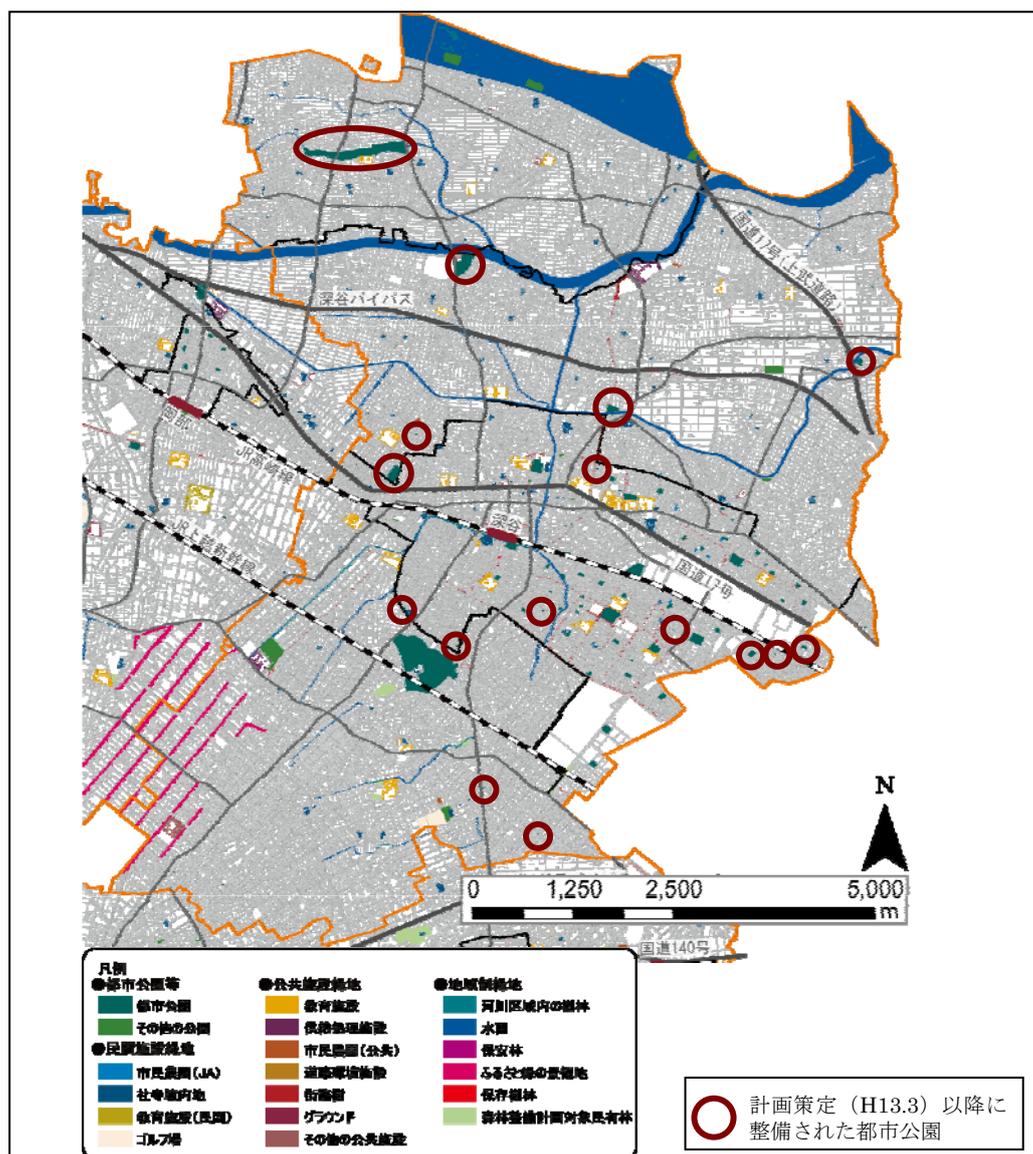


図 14 旧深谷市地区の緑地の現状と都市公園整備状況

(2) 旧岡部町

旧岡部町緑のマスタープランでの計画目標

●公園緑地の整備目標

・都市計画区域

昭和 63 年（基準） 6.00ha 3.29 m²/人（うち都市公園 3.29 m²/人）

平成 17 年（目標） 137.21ha 64.72 m²/人（うち都市公園 63.52 m²/人）

昭和 63 年における都市公園の一人当たりの面積は 3.29 m²です。また目標年次である平成 17 年の目標値は 63.25 m²です。

平成 21 年現在の旧岡部町域の都市公園の一人当たりの面積は 4.53 m²であり、緑のマスタープラン策定時よりは増加しているものの目標値とは大きな乖離があります。

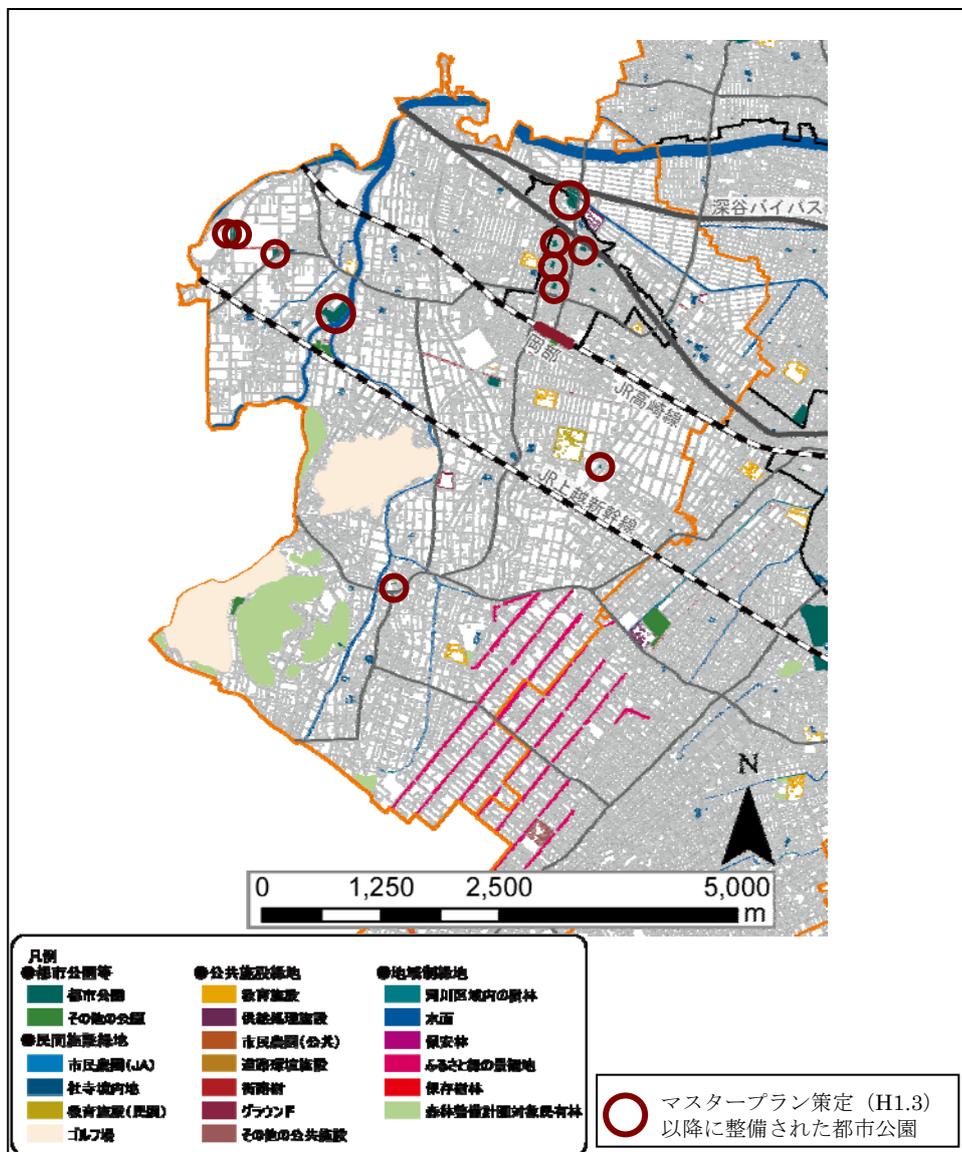


図 15 旧岡部町地区の緑地の現状と都市公園整備状況

(3) 旧川本町

旧川本町緑の基本計画での計画目標

- 都市公園等の施設として確保すべき緑地の目標水準
- 平成 8 年（基準）39.3 m²/人（うち都市公園 0 m²/人）
- 平成 18 年（中間）47.5 m²/人（うち都市公園 5.5 m²/人）
- 平成 28 年（目標）73.2 m²/人（うち都市公園 36.9 m²/人）

旧川本町では計画策定時の平成 8 年において都市公園は整備されていない状況でした。目標値として中間年次の平成 18 年に一人当たり 5.5 m²、目標年次である平成 28 年に一人当たり 36.9 m²整備される計画となっています。

平成 21 年現在では一人当たり 4.4 m²であり、中間年次での目標の 5.5 m²に 1.1 m²足りない状況となっています。

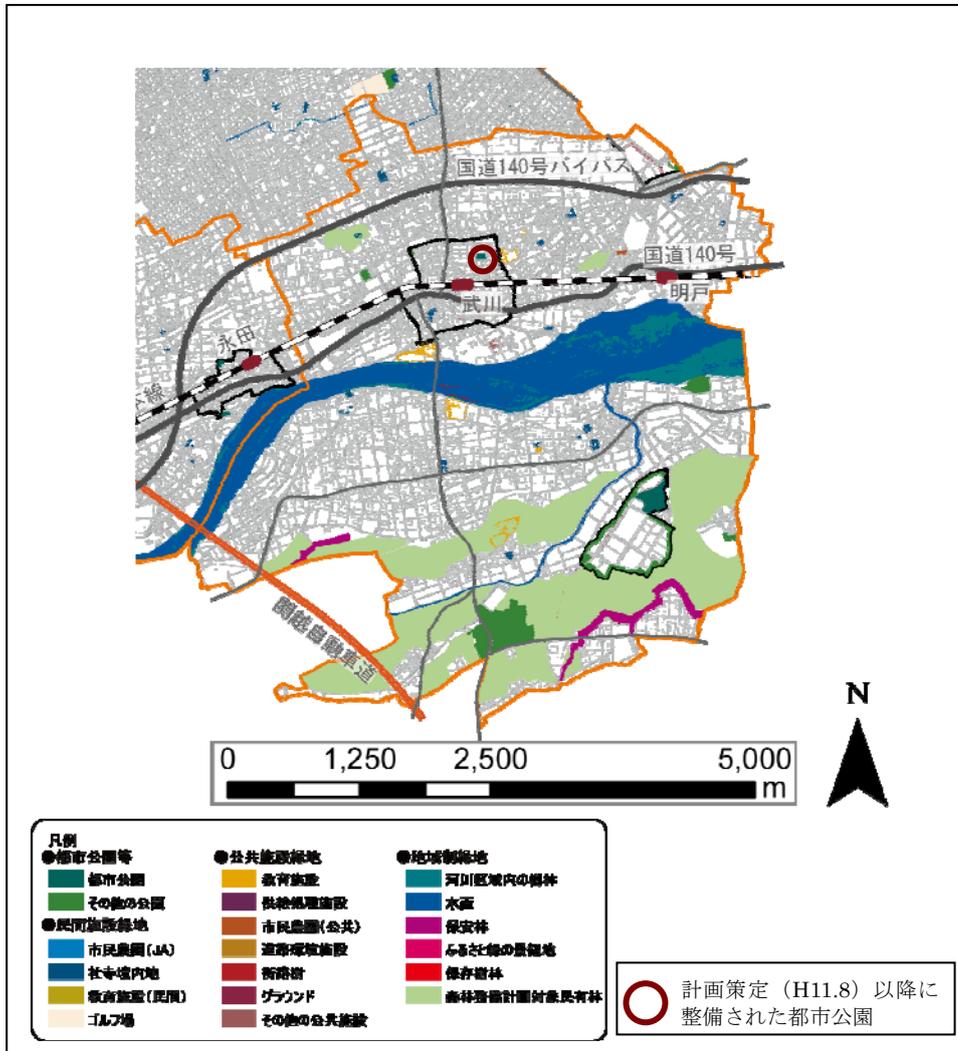


図 16 旧川本町地区の緑地の現状と都市公園整備状況

(4) 旧花園町

旧花園緑の基本計画での計画目標

●都市公園等の目標水準

平成 13 年（基準）都市公園 5.8ha 4.6 m²/人

都市公園等 25.3ha 20.0 m²/人

平成 34 年（目標）都市公園 10.7ha 7.0 m²/人

都市公園等 32.2ha 21.0 m²/人

平成 13 年における都市公園の一人当たりの面積は 4.6 m²です。目標年次である平成 34 年に一人当たり 7.0 m²整備される計画となっています。

平成 21 年現在では一人当たり 6.99 m²であり、すでに概ね目標を達成しているといえます。

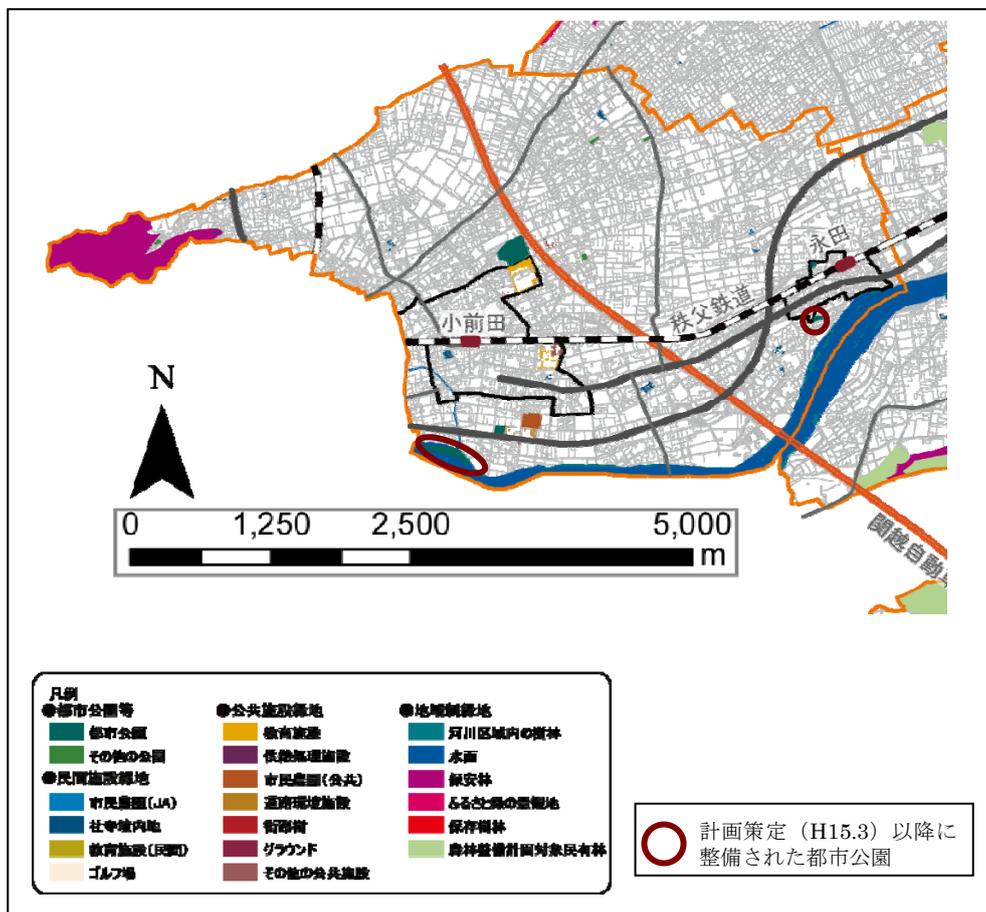


図 17 旧花園町地区の緑地の現状と都市公園整備状況

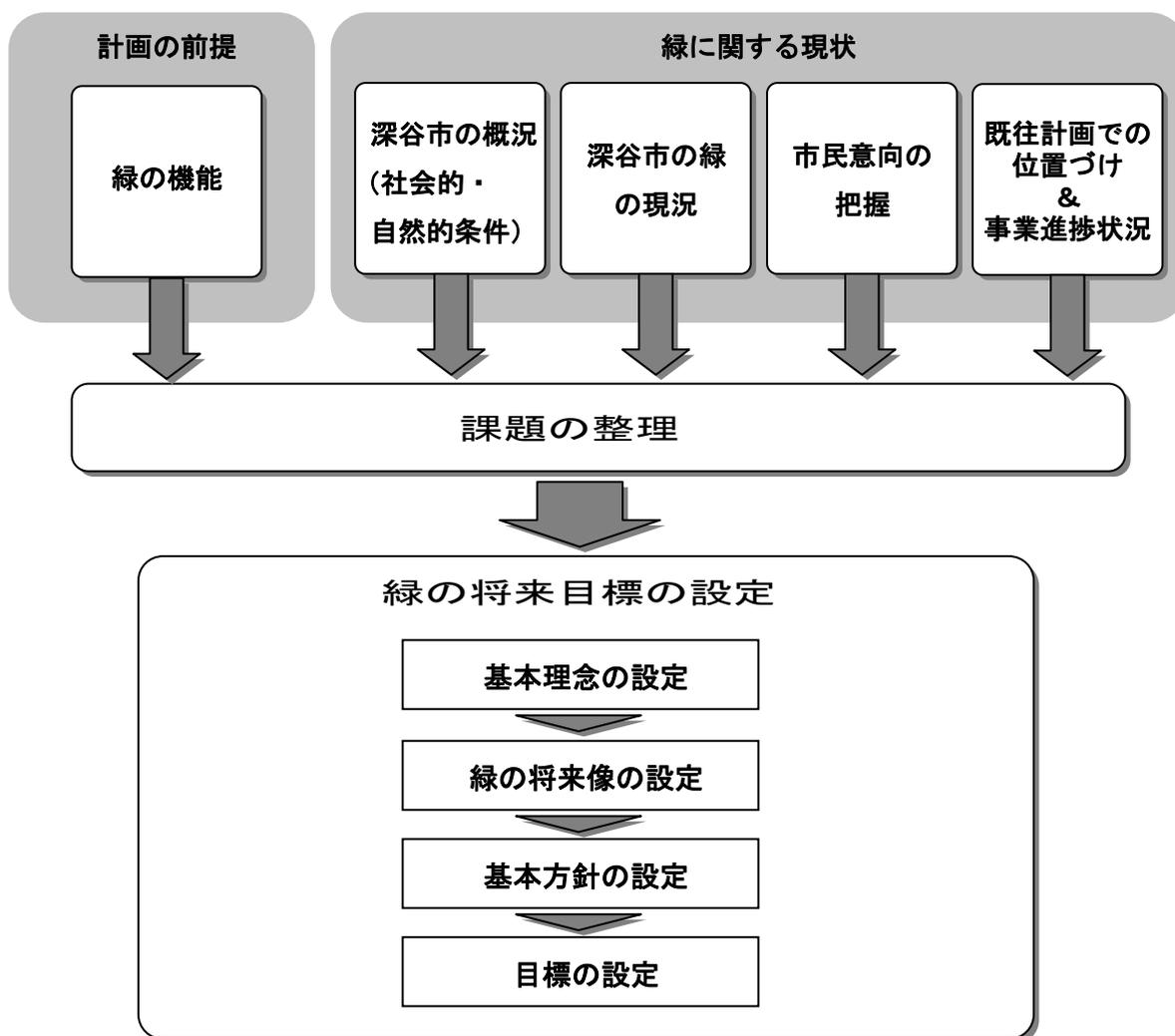
3. 緑の解析・評価と課題の整理

3-1. 市全体の緑の課題について

1) 検討フロー

計画の前提である「緑の機能」と、これまでに整理された緑に関する4つの項目「深谷市の概況（社会的・自然的条件）」、「深谷市の緑の現況」、「市民意向の把握」、「事業進捗状況」、及び、「既往計画での位置づけ」の内容を総括的に整理し、項目ごとの現状に対応した課題点の抽出を行うものとします。課題の抽出から将来目標の設定までの流れを以下に示します。

緑の解析・評価と課題の整理から将来目標までのフロー



2) 緑に関する課題の抽出

ここでは、これまでの緑に関する5つの現状を把握し、今後の深谷市の緑に関わる事項に対して解析、評価を行い、今後の深谷の緑に対して重要な課題であると考えられるものを抽出しました。次ページに現状と抽出した課題を示します。

表 3 緑の現状と課題

	現状	課題
1 緑の機能からの課題	【環境を保全する機能】 緑は、葉の蒸散によって気化熱を奪うことから、市街地におけるヒートアイランド現象を抑制する機能を有する。 緑は、道路環境において、大気の浄化や騒音を低減する効果がある。	深谷市の市街地において、ヒートアイランド現象の抑制を目的とした都市緑化の推進が重要となる。 騒音公害や大気汚染の発生源の一つである道路環境の改善を目的として、街路樹の充実が重要となる。
	【良好な景観を形成する機能】 緑は市街地の画一的な景観を和らげる効果がある。 まとまりのある緑は地域のランドマークとなり、景観性を向上させる主な要素である。	コンクリート構造物の多い市街地において景観性の向上を目的とした適切な緑量の確保が重要となる。 既存のシンボル性の高い緑の保全是地域の特徴を示すため重要である。
	【安全・安心なまちの形成機能】 都市の緑は、場合によっては死角をつくりまちの防犯上の安全性を欠いてしまうことがある。 都市公園は災害時には避難施設となり、復旧活動等の場利用される。	緑地の適切な配置、維持管理による死角のない安全な緑地整備の推進が重要である。 深谷市の都市公園において、防災機能を有する施設の整備や防災公園整備の推進を図ることはまちの安全を確保するにあたり重要である。
	【余暇活動の場を創出する機能】 まちなかの緑は身近な緑として余暇を楽しむことを助ける要素の一つである。 緑は多くの生態系の関わる場であり、これを通じて地域と緑の関係についての学習の場となる機能を有する。	市街地においての生活の質向上を目的して、緑地と緑地をつなぐ、歩いて楽しめる身近な緑のネットワークの創出が重要となる。 自然に対する地域の認知度を高めることを目的とした、多様な生物の生息環境をつくる緑地整備による環境学習の場の整備が重要である。
	【人口分布】市街地において人口密度が高い。	市街地において緑に対する需要が高いと考えられ、緑地整備の推進を図る必要がある。
	【河川環境】深谷市の河川空間の中で環境改善が求められる箇所が存在する。	河川の水質改善を目的とした緑の保全及び創出を図る必要がある。
2 深谷市の概況からの課題	【文化財】深谷市の文化的資産として特色ある観光要素が存在する。	重要な文化財周辺の景観性の向上を目的とした地区が一体となった緑による景観演出が重要と考えられる。
	【道路交通】深谷市の道路交通状況において、交通量が多い道路とそうでない道路が顕著である。	交通量の多い道路において、市外からの来訪者に対して誇れる道路景観の演出が重要である。
	【ヒートアイランド現象】深谷市の特に市街地の10年前の気温は現在のものと比べ高く、ヒートアイランド現象が発生していると考えられる。	ヒートアイランド現象を抑制するため、発生推定範囲における重点的な都市緑化の推進が必要となる。
	【その他】深谷市は平成18年に、深谷市、岡部町、川本町、及び花園町の1市3町が合併した新しい市である。	市民に対して一体となった深谷市の緑の意識を醸成することを目的として、緑を最大限に活用することが重要であると考えられる。
	【都市公園面積】深谷市の一人当たりの都市公園面積は6.41㎡である。	都市公園法による望ましい水準である10㎡まで一人当たりの都市公園面積を増加を目指すべきである。
	【緑地面積】深谷市の緑地面積は約1万haであるが、ほとんどは農用地である。	農用地は担保性に欠けることから、農用地以外の担保性の高い緑地を創出することが重要である。
3 深谷市の緑の現状からの課題	【都市公園の分布】深谷市の都市公園の分布は、合併前の旧行政界でみると偏在していることがわかる。	都市公園配置の公平性を高めるため、市街地や人口集中地区に極端に集中しないよう都市公園の偏在の解消が重要となる。
	【特徴的なみどり】櫛引の防風林は深谷市の特徴的な緑の一つである。	深谷市の歴史・文化の継承のため、特徴的な緑について、適切な維持・管理が重要となる。
	【緑のまとまり】深谷市西部、南部の境界及び中心部にある緑量ある緑は、深谷市の豊かな自然林であることがわかる。	深谷市の良好な自然風景を守るため、自然林の適切な維持・管理が必要である。
	【河川環境】深谷市には南部及び北部に東西に流れる荒川、利根川があり、市街地においては唐沢川、小山川等の貴重な水と緑が調和した環境が存在する。	深谷市の緑地としての河川環境について、地区の特徴に合った緑の創出、保全を行い、また、それらの連続した緑を活用した緑のネットワーク形成を図ることが重要となる。
	【緑の思いについて】 緑を癒しの対象と思う人が多い。	癒しの緑の創出あるいは癒しの緑となる緑地の適切な維持管理が望ましい。
	【身近な緑に対する感じ方】 農地を主とした田園景観を気に入る人が多い。	深谷市の緑地の殆どを占める農用地における適切な維持管理を行うための施策の整備が求められる。
4 市民意向からの課題	深谷市の都市公園の分布は旧行政界ごとに偏在している傾向にある。	地域差のない公園緑地の配置計画を行い、都市公園整備の推進を行う必要がある。
	防災機能を有する公園に対する要望が多い。	防災機能を有する公園整備の推進を図る。
	身近な公園に対する要望が多い。	街区公園等の小規模な公園整備の推進を図る。
	【将来像について】 自然林の適切な維持管理	深谷市の貴重な自然林の維持管理を進めるためのシステムづくりが重要となる。
	身近な公園の整備	街区公園等の小規模な公園整備の推進を図る。
	遊休地の利活用	遊休地を特に農地を緑地として活用できるような制度の整備とこれに対する啓発が重要と考えられる。
官民協働による緑地の推進	緑の創出に対する意識の醸成と公共施設として緑の整備に係る情報ネットワークの構築が重要となる。	
5 既往計画での位置づけ及び事業進捗状況	【緑づくりへの協力】 参加しやすい環境づくりが必要と考える人が多い。	緑化活動に気軽に参加できるイベントの開催や支援などの助成の整備が重要である。
	将来的に緑地の削減に繋がるような開発に関連した事業が発生する可能性がある。	各関連部局への緑の基本計画の周知と計画内容と不整合となる事業が発生する場合の調整が必要となる。
	まちの緑を保全、創出、維持管理することを重視した事業が多く潜在する。	まちの緑化の推進を前面に出して先導する施策の充実が必要となる。

3) 緑に関する課題のまとめと方針案の抽出

抽出された課題のまとめを体系的に整理し、それぞれの課題に対応した方針案を抽出します。

【課題の整理】

1. 緑の機能からの課題

- ・騒音・大気汚染など公害発生源である道路環境の改善
- ・景観性を向上させる質の高い緑の創出
- ・防犯、防災機能を考慮した公共緑地の整備
- ・歩いて楽しめる身近な緑空間の創出
- ・環境学習の場の整備（多様な生態系をつくる環境整備）

2. 深谷市の概況からの課題

- ・需要に即し、環境性を考慮した市街地における緑化
- ・文化財を活用した一体となった緑による景観演出
- ・生物多様性空間の保全を目的とした緑地の保全
- ・水質保護を目的とした緑化
- ・緑を活用した市民に対する緑の意識の醸成

3. 深谷市の緑の現況からの課題

- ・都市公園法の水準を理想とした都市公園配置の適正化
- ・担保性の高い緑地の創出、歴史・文化の継承
- ・自然林の保護
- ・地域の特徴に合った緑の保全・創出、また連続した緑を活用した緑のネットワーク形成が必要
- ・街路樹の連続性の確保

4. 市民意向からの課題

- ・農用地や緑地の適切な維持管理
- ・遊休農地の活用制度の整備・啓発、維持管理のシステム作りが必要
- ・多様な機能を有する公園の整備
- ・街区公園など小規模な公園の推進を図る事で地域差のない公園緑化を目指す
- ・緑化イベントの開催や支援・助成の整備

5. 事業進捗状況及び 既往計画での位置づけからの課題

- ・関連部局への緑の基本計画の周知と計画内容と不整合となる事業が発生する場合の調整が必要
- ・まちの緑化を先導する施策の充実が必要

【課題のまとめ】

①市街地における
緑の創出や保全
の推進が必要

②自然環境の適切
な維持管理及び
保全が必要

③安全性の高い緑環
境の積極的な創出
が必要

④地域が一体となっ
た緑環境の創出・
保全が重要

⑤積極的な緑化活動
を可能にする施策の展
開が重要

第 3 章 将来目標および基本方針の検討

1. 基本理念及び緑の将来像

1-1. 基本理念

深谷市は、平成18年に1市3町の合併により、利根川、荒川、唐沢川、小山川などの大きさまざまな水辺とともに、大木のある屋敷林や社寺林、農地、そして自然の樹林地など、旧市町の豊かな緑が一つになって特徴的なふるさとの風景を形成しています。

これらの水辺と緑は、自然生態系の維持、景観の向上、都市環境の改善および災害防止等の役割を担い、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらす重要な要素であり、かつ欠かすことができない存在であることを認識する必要があると考えます。

深谷市総合振興計画の中では、「夢」を源として生まれるまち、喜びを分かち合い、共に支え合い、幸福を実感する市民の笑顔があふれるまちとして『夢を育み 明日に飛翔する 笑顔都市 ふかや』を将来都市像として掲げ、また、深谷らしいまちづくりの5つの基本戦略の中には、「田園空間を大切にすまちづくり」や「市民活動の広がりを生み出すまちづくり」が含まれているように、深谷の特色ある風景を形成する緑を、市民の意志をもって活性化することの重要性が位置づけられています。

緑の基本計画の基本理念は、豊かな水と緑、歴史と文化に恵まれた深谷の緑を、人と自然、そして地域の調和と活力を生み出す存在として捉え、健全な知と技、やさしさと笑顔をもって、次代に誇れる緑を継承することを目指します。

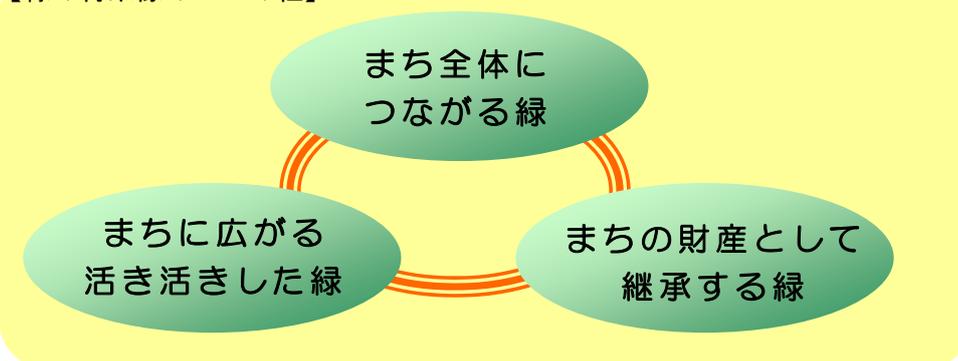
1-2. 緑の将来像

本市は、基本理念の考え方のもとに、深谷市の将来像を、「人と人、人と自然、地域と地域を結ぶ 緑あふれるまち ふかや」とし、下に示す3つの柱となる緑の連携が生み出すものとして捉え、以下のとおりに設定します。

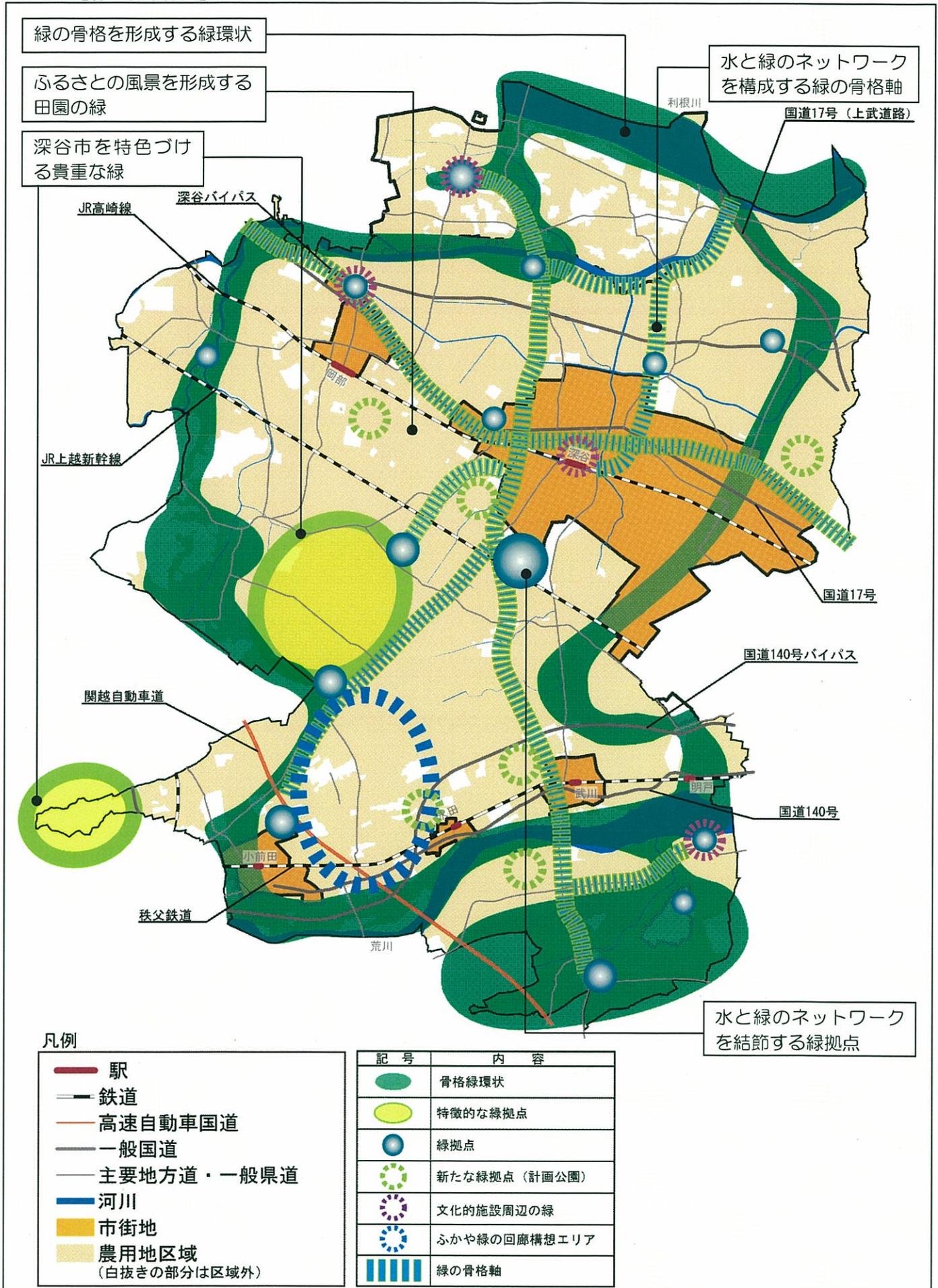
【緑の将来像】

人と人、人と自然、地域と地域を結ぶ
緑あふれるまち ふかや

【緑の将来像の3つの柱】



【緑の将来像図】



水と緑のネットワークを結節する緑拠点

凡例

	駅
	鉄道
	高速自動車国道
	一般国道
	主要地方道・一般県道
	河川
	市街地
	農用地区域 (白抜きの部分は区域外)

記号	内容
	骨格緑環状
	特徴的な緑拠点
	緑拠点
	新たな緑拠点(計画公園)
	文化的施設周辺の緑
	ふかや緑の回廊構想エリア
	緑の骨格軸

2. 緑の基本方針

2-1. 緑の基本方針の設定

緑の将来像を実現していくため、また、整理された課題に対応した計画を推進するため基本方針を設定します。緑の将来像の3つの柱に対応する「施策の柱」をまず設定し、さらにそれぞれの「施策の柱」に適合した基本方針を設定します。基本方針の項目は、緑に関する現状から導きだされた課題に対応するものとして捉えます。

【基本方針】

まち全体に
つながる緑

<施策の柱>

① 緑の環、緑の軸の形成

<基本方針>

- ・水と緑あふれる緑の環と軸の形成
- ・緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成

まちに広がる
生き活きた緑

<施策の柱>

② まちの緑の活性化

<基本方針>

- ・身近な緑があふれるまちなみの形成
- ・新しい取り組みでの緑の創出と環境保全
- ・安全性の高い緑地環境の創出
- ・市民が支える緑化の仕組みづくり

まちの財産として
継承する緑

<施策の柱>

③ 貴重な緑の保全・活用

<基本方針>

- ・ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用
- ・歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用
- ・自然環境の適切な維持管理・保全
- ・環境学習に活用できる緑の保全・活用

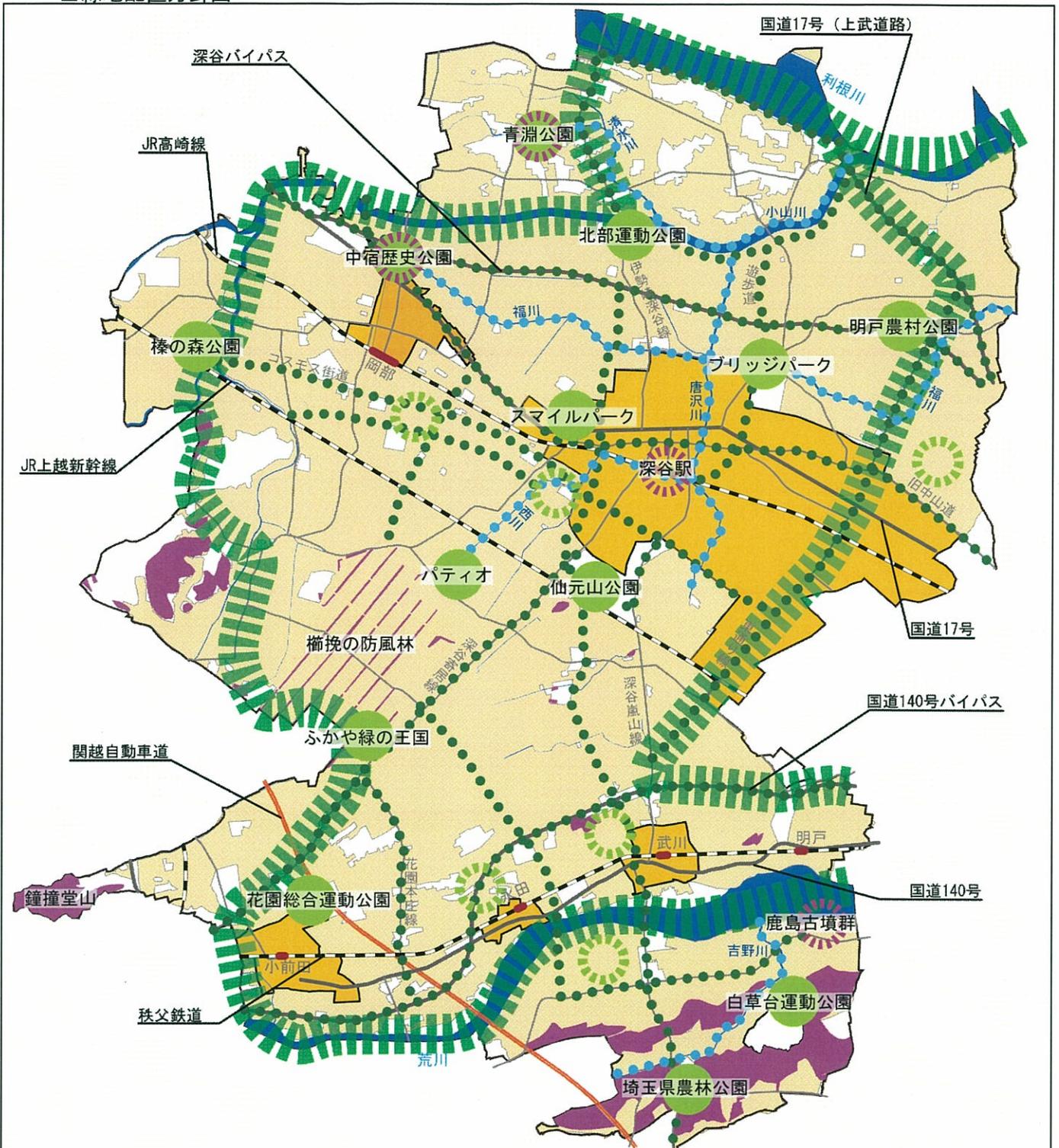
2-2. 緑の配置方針

緑の基本方針を踏まえ、市内における緑の配置方針について整理します。緑の配置方針は、緑の将来像図を基本とした配置方針図として示し、深谷市の緑の保全、創出、活用、育成を図ります。下の表では前項の基本方針に沿って「何を」進め、「どこに」配置していくのかを示しています。

【緑の基本方針と配置の考え方】

施策の柱	基本方針（何を）	配置の考え方（どこに）
① 緑の環、緑の軸 の形成	①-1 水と緑あふれる緑の環と軸の形成	○市全域を包む骨格となる緑環状の創出 → 骨格緑環状（荒川、利根川、主要な道路） ○緑環状を結ぶネットワークの創出 → 河川に關係の深い軸：水緑軸（中小の水路、河川） → 道路に關係の深い軸：道路緑軸（緑環状を結ぶ道路）
	①-2 緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成	○市全域におけるまとまりのある緑地の創出 → 緑拠点（都市公園など）
② まちの緑の活性化	②-1 身近な緑があふれるまちなみの形成	○市街地における小規模な緑地の創出 → 街区公園など → 屋上、壁面、駐車場、生垣緑化など
	②-2 新しい取り組みでの緑の創出と環境保全	○手づくりの緑地の創出 → ふかや緑の王国、沿道の民有林 ○緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進 → 市内の小・中学校 ○緑の再利用による循環型の環境形成
	②-3 安全性の高い緑地環境の創出	○防災・防犯機能の高い緑地の創出 → 都市公園、街路など
	②-4 市民が支える緑化の仕組みづくり	○市街地内の緑化促進 ○市民緑化活動の促進
③ 貴重な緑の保全・活用	③-1 ふるさと風景を形成する緑の保全・活用	○ふるさと風景を形成する緑地の保全・創出 → 櫛挽の防風林、鐘撞堂山周辺の緑、川本南部の樹林など ○農用地区域の保全と活用
	③-2 歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用	○文化的施設周辺における緑の保全・活用 → 青淵公園、中宿歴史公園、深谷駅、鹿島古墳群周辺の緑
	③-3 自然環境の適切な維持管理・保全	○樹林地の保全 → 森林整備計画対象民有林 → 屋敷林、社寺林 ○河川区域の緑の保全
	③-4 環境学習に活用できる緑の保全・活用	○環境学習の場としての緑地の活用 → 鐘撞堂山、仙元山公園、青淵公園、櫛挽の防風林、ふかや緑の王国、荒川の水辺、榛の森公園

■緑地配置方針図



凡例

	駅
	鉄道
	高速自動車国道
	一般国道
	主要地方道・一般県道
	河川
	市街地
	農用地区域 (白抜きの部分は区域外)

配置方針

	緑拠点		道路緑軸
	新たな緑拠点 (計画公園)		水緑軸
	文化的施設周辺 の緑		ふるさとの風景を 形成する樹林地
	骨格緑環状		

3. 目標数値の設定

3-1. 計画のフレーム

1) 計画の目標年次

計画の目標年次は平成 41 年とします。

2) 計画の対象区域

深谷市緑の基本計画の対象区域は深谷市全域で、平成 19 年 12 月に策定された深谷市国土利用計画での本市の面積 13,758ha を採用します。

一般に緑の基本計画では都市計画区域を対象とするとされていますが、本市では都市計画区域外にも都市公園が配置されていることや多くの緑地が存在すること、小規模の住宅用地のが見られること等を考慮し市全域を計画の対象とします。

3) 将来人口

平成 17 年の国勢調査の国勢調査による人口を基準として、直近の 5 年間の動向より本市で推計した将来人口は以下のようになります。

単位：人

2000 年 平成 12 年	2005 年 平成 17 年	2010 年 平成 22 年	2015 年 平成 27 年	2020 年 平成 32 年	2025 年 平成 37 年	2030 年 平成 42 年	2035 年 平成 47 年
146,562	146,461	145,009	142,162	138,059	132,888	126,816	119,801

目標年次である平成 41 年の直近である 2030 年（平成 42 年）の数値を利用します。

この数値を平成 17 年国勢調査の旧市町の人口割合、区域区分の人口割合で按分すると将来のそれぞれの人口の配分は以下の表のようになります。

単位：人

区分		深谷	岡部	川本	花園	合計
線引き	市街化区域	59,335	4,564	1,983	-	65,882
	市街化調整区域	22,575	11,286	8,400	-	42,261
非線引き	用途指定区域	-	-	-	3,213	3,213
	用途指定区域外	-	-	-	7,727	7,727
都市計画区域外		7,733	-	-	-	7,733
深谷市全域		89,643	15,850	10,383	10,940	126,816

3-2. 計画の目標水準の設定

1) 緑地の確保目標値

計画目標年次における、本市の緑地の目標水準は、市街地内で93.95ha(市街地面積1,878.9haに対する割合にして5.0%、増加量24.76ha)、市域全体の総面積で1,650.96ha(市域面積13,758haに対する割合にして12.0%、増加量111.75ha)とします。

	市街地		市域全体	
	現状(H21)	目標(H41)	現状(H21)	目標(H41)
緑地の目標[ha]	69.19ha	93.95ha	1,539.21ha	1,650.96ha
割合[%]	3.68%	5.00%	11.19%	12.00%
算出式	$69.19/1,878.9 = 0.03682$	$93.95/1,878.9 = 0.05000$	$1539.21/13,758 = 0.11187$	$1650.96/13,758 = 0.12000$

※割合は小数第3位を四捨五入している。

2) 都市公園・その他の公園の整備目標値

目標年次の20年後に整備目標とする都市公園は、街区公園を市街地内で10ヶ所、近隣公園クラスを市街地外で4箇所整備することを想定し、公園の整備目標値は以下のようになります。

なお街区公園の面積を0.25ha、近隣公園の面積を2haとしました。

- ・市街地の都市公園面積の目標値は、現状に街区公園の2.5haを加えた値です。
- ・市域全体の都市公園面積の目標値は、現状に街区公園の2.5haと近隣公園クラスの8haの合計10.5haを加えた値です。

	市街地		市域全体	
	現状(H21)	目標(H41)	現状(H21)	目標(H41)
人口	79,798人 ^{※1}	69,095人	146,461人 ^{※1}	126,816人
都市公園面積[ha]	30.67ha	33.17ha	93.94ha	104.44ha
その他の公園面積[ha]	8.15ha	8.15ha	53.14ha	53.14ha
都市公園・その他の公園合計[ha]	38.82ha	41.32ha	147.08ha	157.58ha
市民一人当たり ^{※2} [m ² /人]	4.86m ² /人	5.98m ² /人	10.04m ² /人	12.43m ² /人
算出式	$38.82 \times 10,000/79,798 = 4.864$	$41.32 \times 10,000/69,095 = 5.980$	$147.08 \times 10,000/146,461 = 10.042$	$157.58 \times 10,000/126,816 = 12.426$

※1 現況の人口は平成17年国勢調査の数値を用いている。

※2 市民一人当たりの面積は小数第3位を四捨五入している。

【参考】

■都市公園面積の望ましい水準

○都市公園法施行令第一条

市街地内：5.0m²/一人当たり

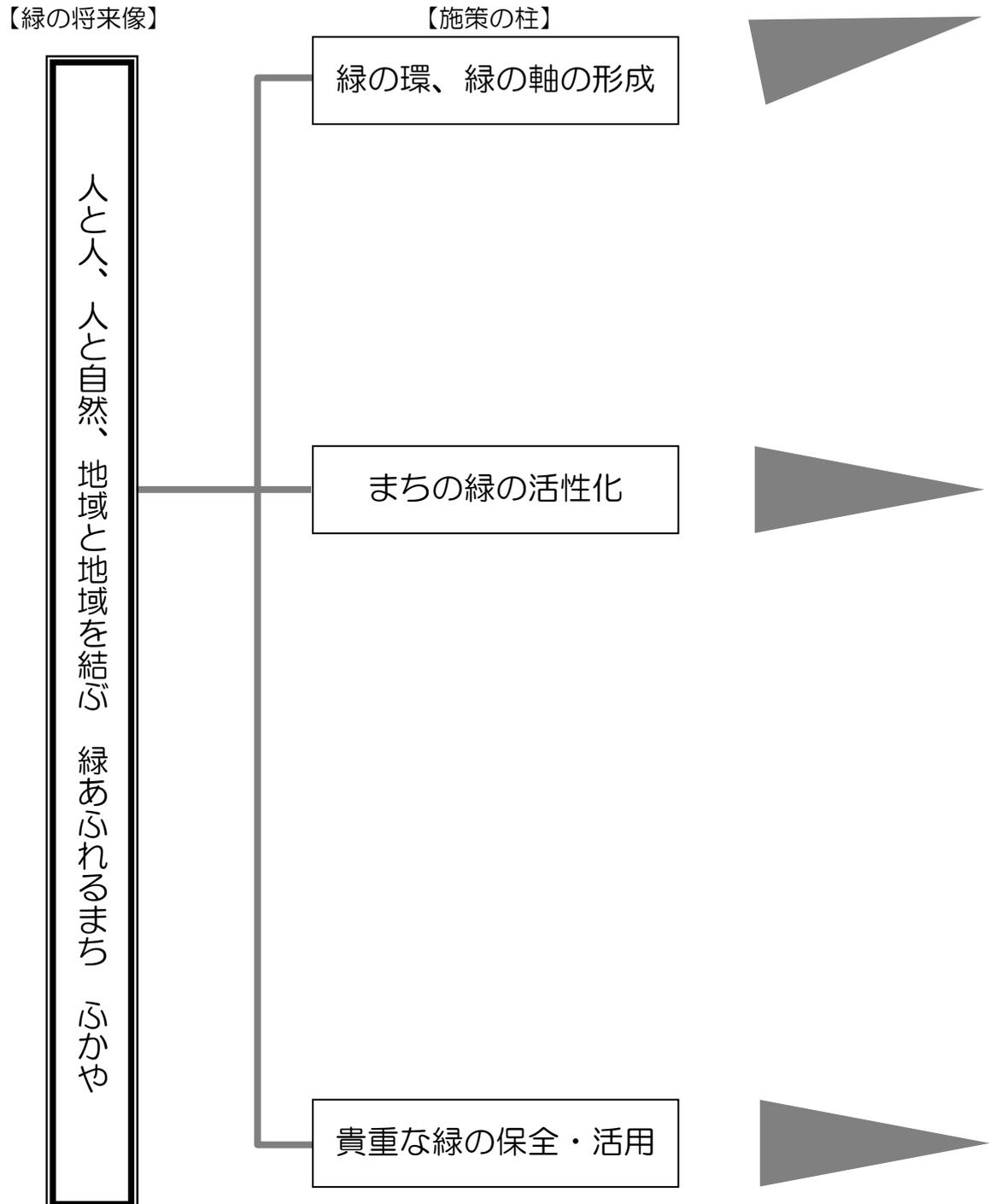
一つの市町村区域内：10.0m²/一人当たり

第 4 章 緑の推進施策の検討

1. 推進施策の体系

計画の実現に向けた、緑の保全、創出、活用、育成のための推進施策を、基本方針に基づき次のように整理します。

緑の将来像を実現するための基本方針と実現するための具体的な施策の内容を示しています。



※基本方針は“何を”
【基本方針（何を）】 進めるのかを示します。

※施策の内容は“どのように”
【施策の内容(どのように)】 進めるのかを示します。

水と緑あふれる緑の環と軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域を包む骨格となる緑環状の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な河川（荒川、利根川など）の緑 ・主要な道路における緑化の推進と街路樹等の育成 ○緑環状を結ぶネットワークの創出 <ul style="list-style-type: none"> ・中小の水路や河川の緑の育成 ・緑環状を結ぶ道路の緑化の推進と街路樹等の育成
緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域におけるまとまりのある緑地の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の計画的な整備 ・市民緑地制度等による緑の拠点創出の検討 ・公共施設跡地の活用
身近な緑があふれるまちなみの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地における身近な緑地の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地内での身近な街区公園の整備 ・開発許可制度による緑地の充実 ・都市公園のリニューアルの推進 ・屋上、壁面、駐車場、生垣緑化の推進と啓発
新しい取り組みでの緑の創出と環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○手づくりの緑地の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・市民がつくり、市民が守り育てる市民の森の創出の場、ふかや緑の王国の展開 ・民有地を活用した道路の緑化 ○緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ふかや学校花はなプランの推進 ・校庭緑化の推進 ○緑の再利用による循環型の環境形成 <ul style="list-style-type: none"> ・剪定された枝葉等の再利用
安全性の高い緑地環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・防犯機能の高い緑地の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の防災機能の向上と緑地の整備 ・安心・安全な公園づくりの推進 ・防風機能の高い緑地配置の検討
市民が支える緑化の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地内の緑化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの緑の街並みづくり ・オープンガーデンの充実 ○市民緑化活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・緑化活動に対する支援の充実 ・緑化活動の普及啓発事業の展開 ・緑化活動に対する顕彰制度の整備 ・緑に関する人材育成の検討 ・既存の都市公園の緑化推進 ・植木や花を活かした「ふかや緑の回廊」の構想
ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・鐘撞堂山周辺、岡部南部及び川本南部の樹林の保全と活用 ・櫛挽の防風林の保全と活用 ○農用地区域の保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・農用地の保全 ・アグリハローワークの活用推進
歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○文化施設周辺における緑の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・景観を形成する緑の保全と緑化
自然環境の適切な維持管理・保全	<ul style="list-style-type: none"> ○樹林地の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備計画対象民有林の保全 ・保存樹林等の指定の検討 ・関係機関と連携した緑の保全 ○河川区域の緑の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・多自然型護岸の整備 ・河川的环境保全
環境学習に活用できる緑の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習の場としての緑地の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の特徴的な緑地の活用の検討 ・ふかや緑の王国における体験型環境学習の充実 ・青淵公園の水辺環境の充実 ・荒川の水辺の学習環境の充実

2. 施策の展開

2-1. 緑の環、緑の軸の形成（施策の柱1）

1) 水と緑あふれる緑の環と軸の形成（基本方針）

○市全域を包む骨格となる緑環状の創出（施策の内容）

・主要な河川（荒川、利根川など）の緑

市内の北部を流れる利根川や南部を流れる荒川では、河川敷の現存する貴重な緑を景観的かつ自然的資源としての価値を再評価しながら、これらの環境保全を進めるとともに、レクリエーション活動に利用できるようにするなど、河川敷の有効活用を検討します。



利根川

・主要な道路における緑化の推進と街路樹等の育成

市内の骨格を形成する緑環状の一部として主要な道路の緑化を推進し、街路樹の適正な維持管理を行い、充実した緑のつながりを確保します。



荒川

○緑環状を結ぶネットワークの創出（施策の内容）

・中小の水路や河川の緑の育成

市内を流れる中小さまざまな規模の河川や主要な水路では、水質の保全に努めつつ、景観性を高めるための緑の適切な配置や維持管理を行います。

また、水面をみながら散歩できる遊歩道の整備など、水と緑豊かな潤いある環境からなる水と緑のネットワークの形成を推進します。



唐沢川

・緑環状を結ぶ道路の緑化の推進と街路樹等の育成

緑環状を結ぶ緑の軸となる主要な道路において、良好な既存街路樹の適正な剪定による維持管理を進めるとともに、草花の植栽などによる道路緑化を推進することで緑のネットワークを形成します。



小山川

2) 緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成（基本方針）

○市全域におけるまとまりのある緑地の創出（施策の内容）

・都市公園の計画的な整備

緑のネットワークを形成する既存の都市公園等を緑拠点として適切に維持管理していくとともに、深谷市の環境機能、レクリエーション機能、防災機能、景観機能の向上に向けて効果的に緑地を整備していくために、都市公園を計画的に配置・整備していきます。



仙元山公園

・市民緑地制度等による緑の拠点創出の検討

市内に点在する小規模な民有林を、市民緑地制度などにより、市民のみなさんが広く利用できる緑地を創出することを検討します。



整備中の青淵公園

・公共施設跡地の活用

利用されなくなった公共施設の跡地を緑地として利用することを検討します。



民有林

2-2. まちの緑の活性化（施策の柱2）

1) 身近な緑があふれるまちなみの形成（基本方針）

○市街地における身近な緑地の創出（施策の内容）

・市街地内での身近な街区公園の整備

市街地内では地域間のバランスに配慮しながら、整備の必要性が高い地域において、身近な公園として位置づけられる街区公園を整備します。

・開発許可制度による緑地の充実

市内において開発行為を行う場合、法律（都市計画法）により 3000 m²以上の開発の際には 3%以上の公園、緑地、広場を整備することが義務づけられています。本市では独自の基準を設け法律の基準を拡充しています。本市独自の基準をもとにして、開発に合わせた一体的な緑地整備の誘導を行います。

また、企業が市内に大規模な工場等を新たに操業する際には、深谷市工場等立地促進制度の緑化奨励金を利用した緑化活動の実施を促進します。

・都市公園のリニューアルの推進

公園施設の老朽化や利用者ニーズなどにより、住民のみなさんの意見を取り入れ、ユニバーサルデザインの考えを基に、使いやすい公園にリニューアルしていくことを進めます。

・屋上、壁面、駐車場、生垣緑化の推進と啓発

ヒートアイランド現象の緩和、身近な緑の創出等を目的とした建物の屋上、壁面、駐車場、生垣緑化を推進するためにパンフレット等を用いて PR 活動を行います。



身近な公園（熊野公園）



身近な公園（武川中央公園）



リニューアルされた公園（深谷城址公園）

2) 新しい取り組みでの緑の創出と環境保全（基本方針）

○手づくりの緑地の創出（施策の内容）

- ・市民がつくり、市民が守り育てる市民の森の創出の場、ふかや緑の王国の展開

ふかや緑の王国は、自然と楽しむだけの場所ではなく、さまざまな世代の市民が訪れ、自ら色々な活動を企画し参加する場所として市民が主役のまちづくりを実践する場所です。

これからの新しい市民活動を支援します。



ふかや緑の王国開拓ボランティアの皆さん

- ・民有地を活用した道路の緑化

沿道の住宅の庭や、田畑に、土地所有者の協力を得て樹木の苗木や花などを植えることで道路の緑化を推進します。この際、苗木等は市が提供し統一された樹種で緑化を行い景観性に優れたものを目指します。

○緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進（施策の内容）

- ・ふかや学校花はなプランの推進

ふかや学校花はなプランは、学校が独自にたてたプランに基づき、児童、生徒、PTA や地域の住民も加わってガーデニングを進めているものです。美しい花を育てる経験を通した、情操教育、安らぎとゆとりのある学習環境づくり、それに、地域と一体となった子育ての環境づくりを目指し進められています。



ふかや学校花はなプランの活動状況

- ・校庭緑化の推進

学校は子供たちの学びの場です。校庭の芝生化等によって学校施設の緑化を推進することで、子供たちの学びの環境を創出します。

○緑の再利用による循環型の環境形成（施策の内容）

- ・剪定された枝葉等の再利用

公園の樹木などの落ち葉や剪定された枝葉を焼却処分するのではなく、堆肥等として再利用することにより循環型の管理を行います。

3) 安全性の高い緑地環境の創出（基本方針）

○防災・防犯機能の高い緑地の整備（施策の内容）

・都市公園の防災機能の向上と緑地の整備

大地震の際、二次的災害として火災が発生した場合に備えて延焼を防止できるように緑地を整備します。また、避難場所に指定されている都市公園では避難場所としての機能の充実を行います。

・安心・安全な公園づくりの推進

樹木の維持管理を適切に行うことで、公園内の見通しを良くして、安心・安全な公園をつくります。

・防風機能の高い緑地配置の検討

冬季の北よりの季節風などによって田畑の土が巻き上げられてしまう状況を緩和するために、防風機能の高い緑地の創出を検討します。

4) 市民が支える緑化の仕組みづくり（基本方針）

○市街地内の緑化促進（施策の内容）

・地域ぐるみの緑の街並みづくり

地域が一体となって緑の保全や、創出活動の推進を図るために、緑に関する取り決めや合意により、緑の街並みづくりを目指すために、緑地協定制度などの導入を検討します。

・オープンガーデンの充実

深谷オープンガーデン花仲間の協力のもと、個人の庭園で行っているガーデニングを一般に公開するオープンガーデンを平成 16 年から年数回のペースで毎年開催しています。

この取り組みは全国的にも評価されています。また、平成 16 年に県内の景観が優れた建築物、まちなみに対して贈られる彩の国景観賞を受賞しています。より多くの方々に個人庭園を開放していただき、多くの市民のみなさんがより緑に親しめるようにオープンガーデンの活動を支援していきます。



防災ベンチを設置した公園



避難場所に指定されている公園



オープンガーデンの様子

○市民緑化活動の促進（施策の内容）

・緑化活動に対する支援の充実

本市では、公園や道路、緑地などの公共空間を市民・学校・事業者のみなさんが里親となり、一定区域の緑化・美化・清掃をしていただく「深谷市アダプト制度」を導入しています。

また、深谷市民ガーデニングボランティアが JR 深谷駅や駅通り、国道 17 号、道の駅はなぞの、などの花壇に花を植栽したり、花を小さな苗から育てたり、市内の花いっぱい運動の取り組みも行っています。

このように市民と行政が互いに役割を定め、両者のパートナーシップのもとで進めていきます。

・緑化活動の普及啓発事業の展開

本市のホームページにおいて、ふかや緑の王国やガーデンシティふかやの活動の様子などの取り組みを継続的に発信していきます。

・緑化活動に対する顕彰制度の整備

優れた緑化活動を表彰する制度を検討します。

・緑に関する人材育成の検討

自然環境を大切にし、環境の保全や向上に対して活動できる人材を育て、市民が主体の緑のまちづくりができるように、講習会やワークショップなどを開催します。

・既存の都市公園の緑化推進

公園内の花壇への花植えなどを市民のみなさんとの協働で行い、既存の都市公園の緑化を推進します。

・植木や花を活かした「ふかや緑の回廊」の構想

地場産業及び地域の貴重な資源である植木や花を活かし、植木・花卉の産業振興を図るとともに緑化を積極的に推進し緑の保全に努めることを目的に各種事業を展開します。また「緑によるまちづくり」を基本として、国道 140 号バイパス沿線の活力向上を図り、地域全体の活性化を図ることを目的に地域住民等の手作りによる計画書を策定し、事業の実施を行います。



アダプトの活動



深谷市民ガーデニングボランティアの活動



青淵公園の緑化活動



道路緑化活動

2-3. 貴重な緑の保全・活用（施策の柱3）

1) ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用（基本方針）

○ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用（施策の内容）

・鐘撞堂山周辺、岡部南部及び川本南部の樹林の保全と活用

鐘撞堂山一帯は「鐘撞堂山ふるさとの森」として整備されており、谷津池やほたるの里公園と一体として質の高い緑の空間を形成しています。ハイキングコースも整備されており、四季をとおして様々な自然と触れ合うことができます。

岡部地区南西部の丘陵は、概ね平坦な地区内では特色ある樹林地となっており、本郷農村公園と一体の活用を検討します。

また、川本地区南部には市内でも最大規模のまとまりのある良質な樹林が広がっていますが、近年開発によって分断化が見られます。

今後はこのような樹林地の緑環境を保全しつつ、さらなる活用を検討していきます。



鐘撞堂山ふるさとの森



農地

・櫛挽の防風林の保全と活用

櫛挽の防風林は本市で唯一、埼玉県より「ふるさとの緑の景観地」に指定されており、特筆すべき貴重な緑といえます。今後も引き続き保全について支援していきます。

○農用地区域の保全と活用（施策の内容）

・農用地の保全

本市は全国有数の農業生産地域であり、農用地は市域面積の5割弱を占めています。この全国に誇ることができ、深谷市の特色ある緑である農用地を適切に保全していきます。

・アグリハローワークの活用推進

アグリハローワークの活用により市内の遊休農地の情報を、新たに農業を始めたい、経営規模を拡大したい、企業として農業に参入したいなど、遊休農地の情報を提供し遊休農地の解消に努めていきます。

2) 歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用（基本方針）

○文化施設周辺における緑の保全・活用（施策の内容）

・景観を形成する緑の保全と緑化

青淵公園は渋沢栄一翁生誕の地との一体的な保全と活用を行います。また、中宿歴史公園や鹿島古墳群などの保全、深谷駅のステーションガーデンの緑化など、文化施設周辺の緑を景観に配慮して保全し、さらに効果的に緑化していきます。

さらに子供から大人まで、市民のみなさんと行政が一体となって文化施設を核とした地域と地域をつなぐ緑と歴史・文化のネットワークの形成についても検討していきます。



青淵公園



中宿歴史公園



深谷駅



鹿島古墳群

3) 自然環境の適切な維持管理・保全（基本方針）

○樹林地の保全（施策の内容）

・森林整備計画対象民有林の保全

市内にあるまとまった樹林地である、森林整備計画の対象となる民有林を適切に保全していきます。

・保存樹林等の指定の検討

屋敷林や社寺林などの市内に点在する小規模な樹林地は個人だけでなく、地域にとっても生物の生息の場、深谷らしい風景を形成する要素として、重要な緑の資源となっています。これらの貴重な樹林を保存樹木等の指定制度などを活用し適切に保全していきます。

・関係機関と連携した緑の保全

里山の下草刈りなどの緑の保全活動を関連機関と連携して進めていきます。

○河川区域の緑の保全（施策の内容）

・多自然型護岸の整備

市内を流れる中小の河川では、洪水等の水害の防止や水質の保全に留意しつつ、水と親しめ、多様な生き物が生息できる、多自然型の護岸整備を行うことに努めます。

・河川的环境保全

河川美化活動を市民のみなさんの協力を得て行うなどして、美しい河川を維持管理していきます。



白髭神社の社寺林



屋敷林



小学生による河川美化活動

4) 環境学習に活用できる緑の保全・活用（基本方針）

○環境学習の場としての緑地の活用（施策の内容）

・市内の特徴的な緑地の活用の検討

市内の特徴的な緑地である、櫛挽の防風林、仙元山の樹林及び榛の森公園を、昆虫採集などができるレクリエーション、環境学習の場として、市内外の多くの人々が訪れることのできるような活用方法の検討を行います。

・ふかや緑の王国における体験型環境学習の充実

本市の緑の拠点であるふかや緑の王国は100名を超える「開拓ボランティア」のみなさんの活発な活動によって支えられています。また、「開拓ボランティア」のみなさんのご協力のもと「キッズプログラム」という環境教育が行われています。今後は「開拓ボランティア」のみなさんへの支援をし、学校教育や生涯学習における環境学習の充実に努めます。

・青淵公園の水辺環境の充実

青淵公園と清水川調整池を一体的に整備する公園づくりにより、水辺環境を充実したものとし、多様な植物や動物の生息する空間を自然観察の場として、市内の小学校などの環境学習に活用します。

・荒川の水辺の学習環境の充実

川本地区の東部の南側の荒川沿岸には白鳥の飛来地や鹿島古墳群があり、地形も河岸段丘であり、環境学習だけではなく歴史学習の場としても有益な場所となっています。この場所を総合的な学習の場として活用できるように学習環境の充実に努めます。



清水川調節地



櫛挽の防風林

第 5 章 地区別の方針

1. 深谷地区

【地区の特徴】

深谷地区は北部の利根川流域の低地と南部の関東ローム層の台地からなる平坦な地形となっています。

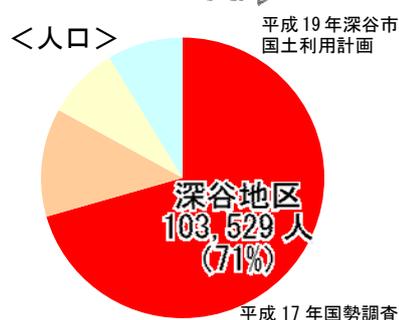
地区内には、街区公園が 51 箇所 (9.39ha)、近隣公園が 11 箇所 (19.53ha) あります。さらに総合公園の仙元山公園、風致公園の青淵公園といった大規模な公園も整備されています。また、その他の公園が 13 箇所 (15.20ha) 整備されています。

まとまった樹林は南部の櫛引の防風林と仙元山に見られるくらいで、全体的に樹林地の少ない地区となっています。また、北部の利根川は地区にとって重要な自然環境を形成している場所であるといえます。

<面積>



<人口>



【深谷地区の緑の推進施策】

■利根川の緑の保全と活用

- ・利根川の河川敷の緑を骨格緑環状形成のための貴重な資源として保全していくとともに、レクリエーション活動などの利用ができるように有効活用を進めます。

■唐沢川、小山川などの緑の保全

- ・唐沢川、小山川、清水川、福川、西川などの河川の環境の保全につとめます。また西川では遊歩道の整備を進め、水と親しめる空間を創出します。
- ・小山川沿に遊歩道を整備し、深谷駅から北に伸びる遊歩道とつなげることで、利根川までの歩行環境を整備します。

■深谷駅周辺の緑化

- ・深谷の玄関であり、レンガ造の建築物として文化的価値の高い深谷駅の周辺を効果的に緑化していくことで、景観の向上を図ります。
- ・ステーションガーデンの花壇や樹木とのつながりを意識して、駅通りをプランターなどを用いて緑化していきます。

■環境学習の場の充実

- ・現在、既に環境学習の場として利用されている、青淵公園、ふかや緑の王国で学習内容の充実を目指します。

【深谷地区緑地配置方針図】



【深谷地区緑地配置方針図（市街地周辺を拡大）】



2. 岡部地区

【地区の特徴】

岡部地区は利根川支流の小山川の低地帯と、秩父山系の西端部とに挟まれた台地部が地区の大半を占めています。

地区内の都市公園は街区公園が11箇所(2.19ha)、近隣公園が1箇所(1.06ha)、地区公園が1箇所(2.96ha)あります。さらに歴史公園である中宿歴史公園が地区の北部に整備されています。また、その他の公園が4箇所(3.76ha)整備されています。

まとまりのある樹林地は地区の南西部の丘陵、南東部の櫛挽の防風林として存在しており、その他の地域では小規模な樹林が屋敷林や社寺林として点在しています。

<面積>



平成19年深谷市
国土利用計画

<人口>



平成17年国勢調査

【岡部地区の緑の推進施策】

■櫛挽の防風林の保全と活用

- ・本市でも特徴的な緑である、櫛挽の防風林を保全していくとともに、環境学習の場として活用していきます。

■岡部駅前通りの緑化

- ・岡部駅前通りをシンボルロードと位置づけ、それにふさわしい緑化をしていきます。

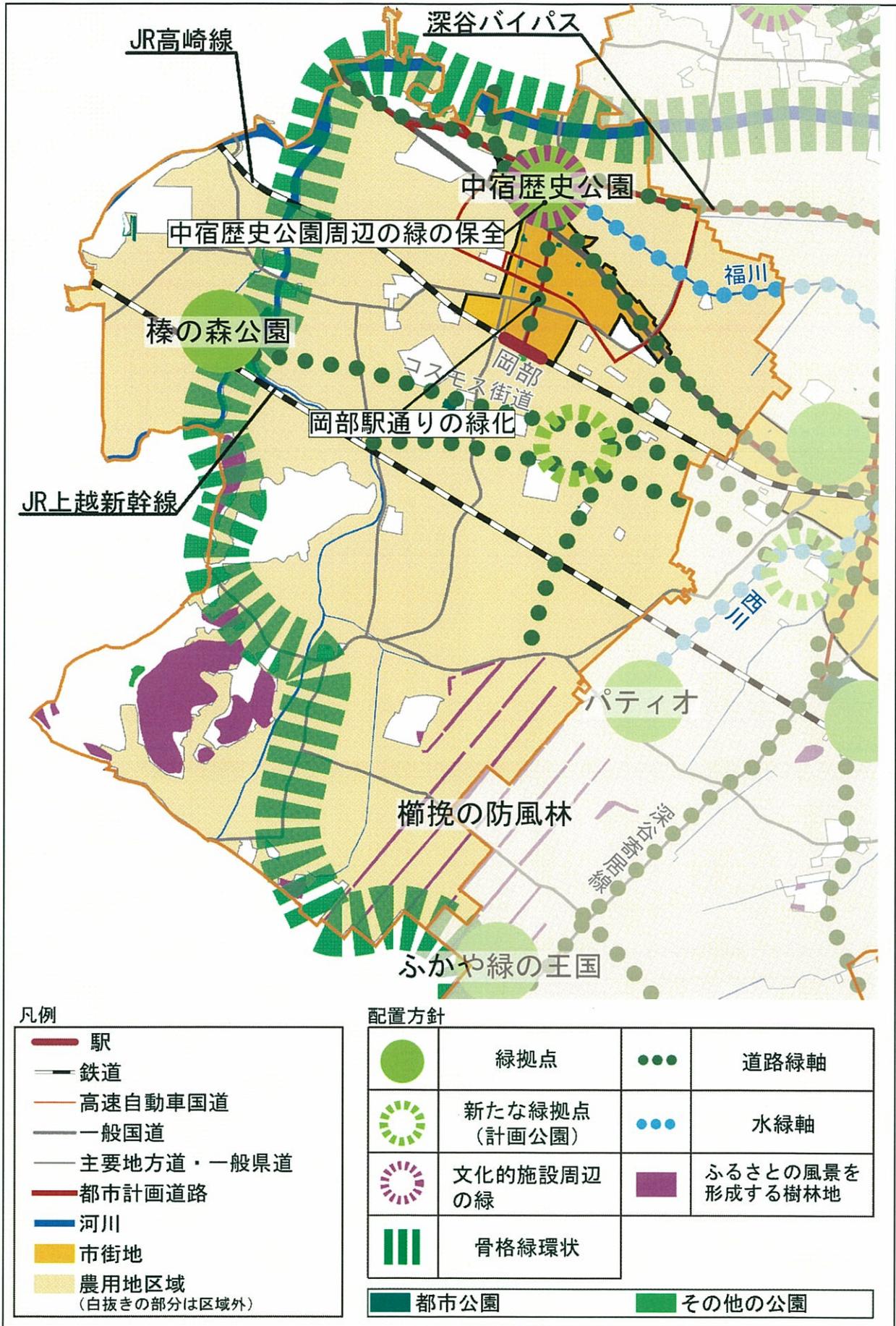
■中宿歴史公園周辺の緑の保全

- ・埼玉県指定史跡である中宿古代倉庫群跡がある中宿歴史公園周辺では、周囲の緑を保全して、良質な景観の形成を目指します。

■民有林の保全

- ・地区内のまとまりのある樹林地を保存樹林等の指定の制度を活用して適切に保全していきます。

【緑地配置方針図】



凡例

	駅
	鉄道
	高速自動車国道
	一般国道
	主要地方道・一般県道
	都市計画道路
	河川
	市街地
	農用地区域 (白抜きの部分は区域外)

配置方針

	緑拠点		道路緑軸
	新たな緑拠点 (計画公園)		水緑軸
	文化的施設周辺 の緑		ふるさとの風景を 形成する樹林地
	骨格緑環状		
	都市公園		その他の公園

3. 川本地区

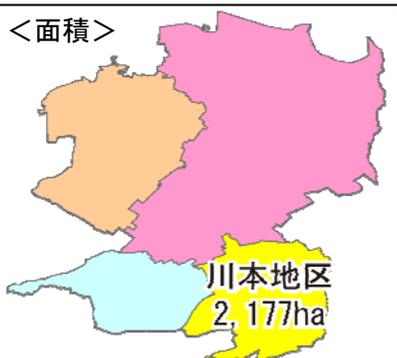
【地区の特徴】

川本地区は中央を流れる荒川の堆積と浸食によって形成された、階段状の地形（段丘）となっています。

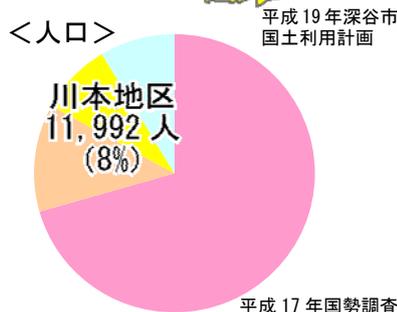
地区内の都市公園は街区公園が1箇所（0.42ha）、近隣公園が1箇所（4.86ha）整備されています。都市公園の整備量は他の地域と比較すると少ないですが、サンダリンパーク、埼玉県農林公園などのその他の公園が市内で一番多く、9箇所（33.52ha）整備されています。

地区内の大部分は農地として利用されており、さらに南部には斜面林や平地林がまとまってあり、豊かな自然環境を形成しています。しかしながら、南部の樹林地は近年の開発により分断化が進んでいます。

<面積>



<人口>



【川本地区の緑の推進施策】

■荒川の緑の保全と活用

- ・荒川の河川敷の緑を貴重な資源として保全していくとともに、レクリエーション活動などの利用ができるように有効活用を進めます。

■鹿島古墳群周辺の緑の保全

- ・埼玉県指定史跡である鹿島古墳群周囲の緑を保全して、良質な景観の形成を目指します。

■民有林の保全

- ・地区の南部に広がる樹林地を保存樹林等の指定制度を活用して適切に保全していきます。

■市街地内の都市計画道路の緑化

- ・市街地内の都市計画道路を街路樹などで緑化していきます。

【緑地配置方針図】



凡例

	駅
	鉄道
	高速自動車国道
	一般国道
	主要地方道・一般県道
	都市計画道路
	河川
	市街地
	農用地区域 (白抜きの部分は区域外)

配置方針

	緑拠点		道路緑軸
	新たな緑拠点 (計画公園)		水緑軸
	文化的施設周辺の 緑		ふるさとの風景を 形成する樹林地
	骨格緑環状		
	都市公園		その他の公園

4. 花園地区

【地区の特徴】

花園地区は西部の鐘撞堂山付近では傾斜のある地形となっていますが、その他は概ね平坦な地形となっています。

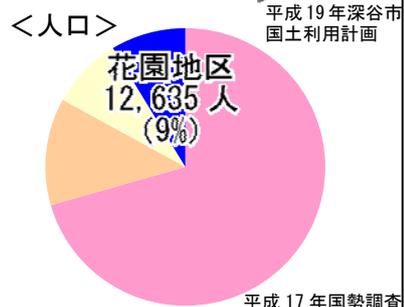
地区内の都市公園は街区公園が3箇所(1.38ha)、近隣公園が1箇所(2.77ha)、地区公園が1箇所(4.68ha)あります。またその他の公園が4箇所(0.66ha)整備されています。

地区内の土地利用の大部分は農地が占め、その農地では花や植木の栽培が盛んに行われており生産量は全国有数のものとなっています。今後はこの花や植木を利用して産業を活性化し、さらに緑化を積極的に推進し緑の保全に努めるといった「ふかや緑の回廊」が構想されています。

<面積>



<人口>



【深谷地区の緑の推進施策】

■荒川の緑の保全と活用

- ・荒川の河川敷の緑を貴重な資源として保全していくとともに、レクリエーション活動などの利用ができるように有効活用を進めます。

■ふかや緑の回廊構想

- ・地区を南北に縦断する県道花園本庄線の沿線を利用して、地場産業及び地域の貴重な資源である植木や花を活かした事業を展開していきます。

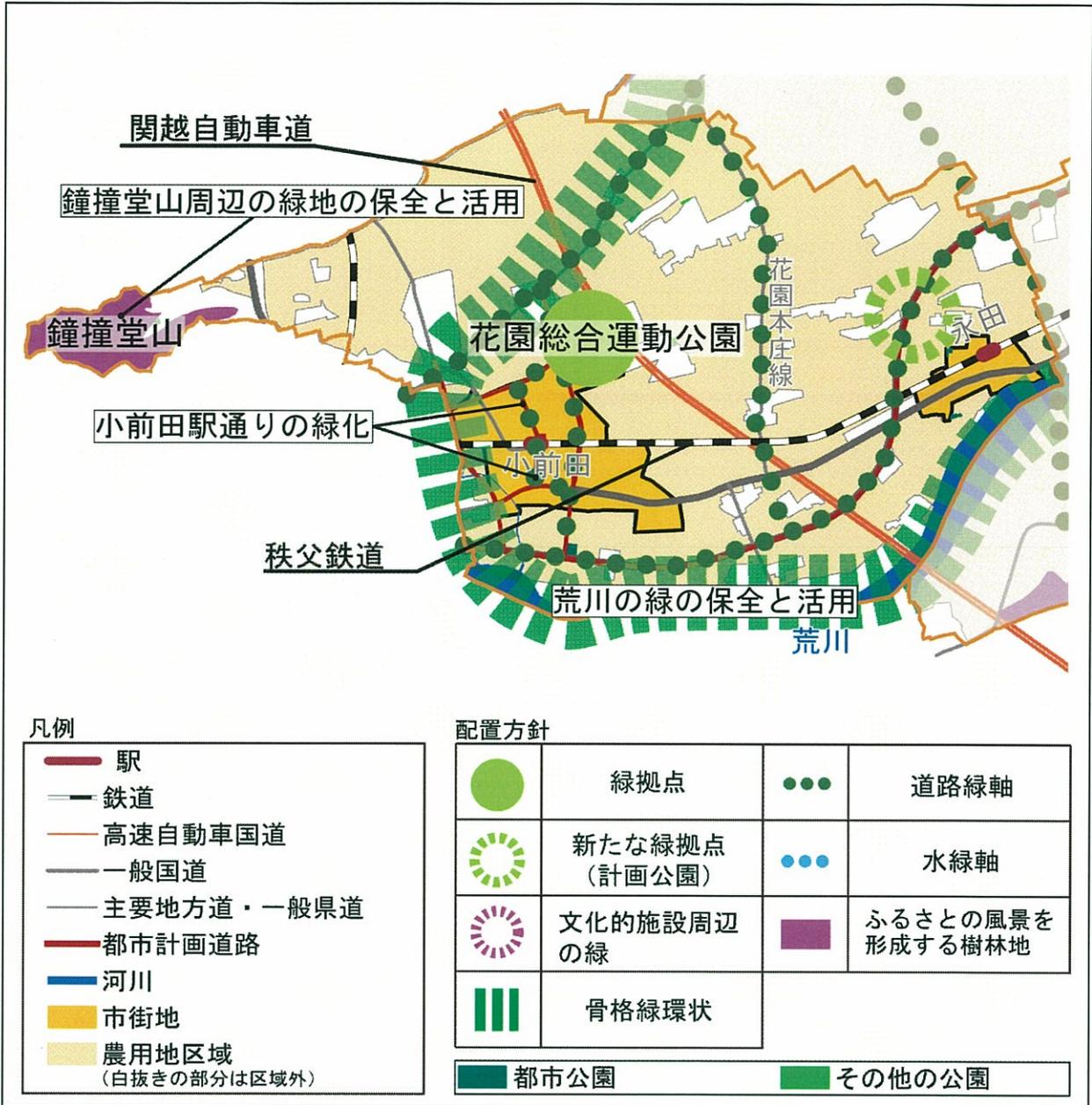
■鐘撞堂山周辺の緑地の保全と活用

- ・鐘撞堂山周辺の緑地を確実に保存するとともに、四季を通して様々な自然とふれあえる場として更なる活用を検討していきます。

■小前田駅の南北の通りの緑化

- ・小前田駅の南北に通る道路を緑化していきます。

【緑地配置方針図】



第 6 章 計画の推進方策

1. 計画の推進体制

1-1. 行政の取り組み体制の整備

緑の基本計画の施策は公園、道路、河川など多岐にわたるため、担当部局だけでなく庁内の関係部局が調整して取り組まなければ実現できません。よって庁内での横の連携を図り、総合的に施策を推進していくことのできる体制づくりに努めます。

1-2. 協議会等の設置の検討

本市の今後の緑のあり方や、施策の実実施計画について、市内で緑に関する活動をしているボランティアグループ、職業として緑を扱う専門家、学識経験者などと協議できる場づくりを検討します。

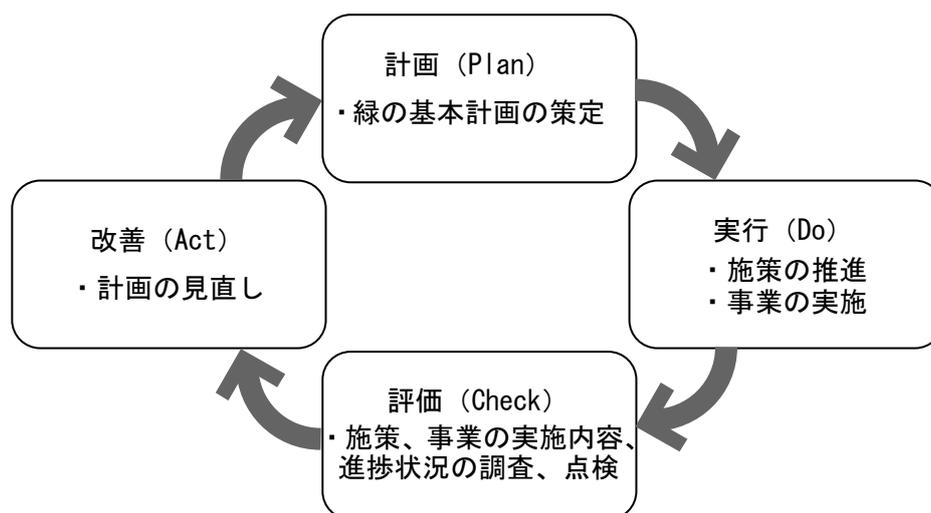
1-3. 広く市民からの意見を聞ける機会づくり

市のホームページやアンケート調査等、さまざまな方法を活用して、市民のみなさんから本市の緑に関する意見や要望を広く聞くことのできる機会をつくります。

2. 計画の進行管理

2-1. PDCAサイクルによる進行管理

本計画を緑の将来像を実現できる実行性のあるものとするためには、計画した施策を実施し、その取り組みの進捗状況や効果を点検、評価し、次の段階へ反映していくことのできる仕組みが重要です。本計画では計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルの考え方で進行管理を行います。



2-2. 計画の見直し

以下のような場合に計画の見直しを行います。

- ・ 関連計画や法制度の変更によって計画の調整が必要な場合。
- ・ 時代の変化などによって緑の施策として、新たな課題への対応が必要となった場合。

資料

【緑の基本計画策定委員会について】

深谷市緑の基本計画策定委員会設置要綱

平成21年6月1日 市長決裁

(設置)

第1条 都市緑地法第4条4項に基づき、深谷市緑の基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、深谷市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 計画案の施設調査に関すること。
- (3) その他計画策定等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は計画の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

深谷市緑の基本計画策定委員名簿

(敬称略)

委 員		氏 名	備 考
一号委員	市議会議員	馬場 茂	深谷市議会議員
		加藤 温子	深谷市議会議員
		田島 信吉	深谷市議会議員
		富田 勝	深谷市議会議員
二号委員	識見を有する者	栗原 宏義	深谷市人材バンク
		出浦 順子	深谷市人材バンク
		村川 文彦	千葉大学園芸学部講師
三号委員	関係団体の代表者	清水 博幸	深谷商工会議所
		荻野 正一	豊里商工会
		鈴木 豊彦	岡部商工会
		笠原 孝之	川本商工会
		市川 誠一	花園商工会
		島田 一雄	JA ふかや
		田尻 彰	深谷市自治会連合会
		今西 明一※	深谷工業連絡会
		酒井貴久代志	荒川中部土地改良区
		柳瀬 崇	ふかや緑の王国 開拓ボランティア
四号委員	その他市長が特に認めた者	佐藤 武雄	元埼玉県緑の推進員
		太田 あや子	もみの木ガーデン代表
		田中 富子	川本地区青少年健全育成会顧問

(平成 21 年 12 月時点)

※第 1 回策定委員会までは茂木 薫氏

【深谷市緑の基本計画策定委員会の経過】

会議名	開催日時・場所	議事内容
第1回策定委員会	(日時) 平成21年8月10日(月) 午後1時30分～ (場所) 深谷生涯学習センター・深谷公民館中会議室	(1) 協議事項 第1号深谷市緑の基本計画策定委員会会議運営について (2) 報告事項 第1号深谷市緑の実態調査について 第2号将来目標の検討について 第3号今後のスケジュールについて
第2回策定委員会	(日時) 平成21年10月26日(月) 午前9時30分～ (場所) 深谷生涯学習センター・深谷公民館大会議室	(1) 協議事項 第1号将来目標及び基本方針の検討について(緑の将来像、緑の配置方針など) 第2号緑の推進施策の検討について 第3号今後のスケジュールについて
第3回策定委員会	(日時) 平成21年11月28日(土) 午前9時30分～ (場所) 藤沢生涯学習センター・藤沢公民館大会議室	(1) 協議事項 第1号将来目標及び基本方針の検討、緑の推進施策の検討について 第2号地区別の方針について 第3号今後のスケジュールについて
第4回策定委員会	(日時) 平成22年2月中旬を予定 (場所) 未定	—



第2回策定委員会の開催状況

【都市公園の種類】

種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できるように、敷地面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏居住する者が用に利用することができるように、敷地面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺等の自然条件に応じ適切に配置する。	
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置する。	
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。	
	墓園	その面積2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じて配置する。	
	その他	児童の交通知識及び交通道徳を体得させることを目的とする交通公園、その他の該当都市の特殊性に基づいて適宜配置します。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション公園	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるように十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。	
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	

【深谷市における開発の際の緑化の基準】

深谷市開発行為等指導要綱施行基準第5条より抜粋

(開発行為等の施工)

第5条 施行基準は、次のとおりとする。

(2) 公共施設整備基準

ア 公園及び緑地 開発行為等をする土地の区域内の公園及び緑地の確保の基準は、次の表のとおりとする。

開発面積\用途	住宅系		住宅系以外
	一戸建住宅	共同住宅	
0.3ha 未満	生垣の設置	5%以上の緑地を確保	5%以上の緑地を確保
0.3ha 以上 0.5ha 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3%以上の公園 ・ 管理及び帰属は協議 ・ その他生垣の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3%以上の公園 ・ 管理及び帰属は協議 ・ その他 6%以上の緑地を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10%以上の公園・緑地を確保 ・ 管理及び帰属は協議
0.5ha 以上			<ul style="list-style-type: none"> ・ 15%以上の公園・緑地を確保 ・ 管理及び帰属は協議

なお、0.3ヘクタール以上の開発行為等においては、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(平成17年埼玉県条例第20号)も併せて遵守すること。

備考

- 1 植樹は、10平方メートル当たり高木1本以上又は20平方メートル当たり高木1本及び低木20本以上を原則とする。なお、高木とは、成木に達した時の樹高が3.5メートル以上になる樹木をいい、低木とは、高木以外の樹木をいう。
- 2 芝生は、緑地に含まない。
- 3 生垣及び緑地は、できる限り道路側に設置することが望ましい。
- 4 生垣を緑地の面積に加算する場合、50センチメートル幅を基準とし算出する。

【用語解説】

【あ行】	
●アグリ・ハローワーク	農地を活用するために所有者が貸し出しや売却を希望する不耕作農地を市ホームページで公開し、耕作者を募って仲介する深谷市の制度。
●アダプト制度	行政が、公共施設（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。
●美しい国づくり大綱	「自然と調和した美しい景観を次世代に引き継ぐ」という理念の下、美しい景観づくりのための基本的考え方や具体的な施策を示したもの。
●運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象として主として運動のために利用することを目的とする公園。都市規模に応じ一箇所当たり15～75haを標準として設置する。
●延焼防止帯	延焼被害を食い止めるために防災上の観点から設けられる可燃性の低いもので構成された帯状の地域。
●オープンガーデン	私有地である庭などを開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。イギリスで始まった。
●オープンスペース	公園・広場・河川・農地など建築物などによって覆われていない土地の総称。
【か行】	
●街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。一箇所当たり0.25haが標準。
●緩衝緑地	一般的に工場・コンビナート地帯や道路などから周辺の市街地への公害や災害を防止するために設置される緑地。狭義には都市公園法に基づく都市公園の一つ。
●かん養	地表の水（降水や河川水）が地中に浸透し、地下水が供給されること。
●供給処理施設	都市活動に必要な資源の供給施設及び処理施設。
●広域緑地計画	都道府県が広域的観点から配置されるべき緑地の目標水準や配置計画を示す計画。
●国勢調査	日本に住んでいるすべての人を対象とする国の最も基本的な調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、5年ごとに行われる調査。
●国土形成計画	国土の自然的条件を考慮して、日本の経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するために定められる総合的かつ基本的な計画。
●国土交通省環境行動計画	国土交通行政のあらゆる局面で環境負荷の低減をはかるために定められた計画。
【さ行】	
●市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域。
●市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
●施設緑地	都市公園、その他の公共施設や民間施設の区画内に存在している緑地。
●市民農園	都市住民の人々がレクリエーションなどの目的で野菜や花を栽培する場として、農機具収納施設や休憩施設などが整備された農園。
●市民緑地	都市緑地法に基づき、緑地の所有者と契約を交わして、行政が土地を借り受け、一定の期間、市民に開放する緑地。
●社会資本整備重点計画	電気水道や道路などの社会資本の整備の方向性を定めた計画。
●白地区域	土地利用の用途指定がされていない区域。
●線引き	市街化区域と市街化調整区域に区域の区分を定めるもの。
●ソフト施策	目標の達成のために設備の整備することをハード施策と呼ぶことに対して、目標の達成のための仕組みや制度などをソフト施策という。

【た行】	
●地域制緑地	一定の土地の区域に対して、良好な自然的環境などの保全を図る事を目的に法律などでその土地利用を規制する緑地。
●低炭素社会	温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量が少ない仕組みをもつ社会。ガスの排出量を自然界が吸収できる範囲に収めることを目的とする。
●特殊公園	利用の特殊な都市公園で、風致公園・動植物公園・歴史公園・墓苑などを総称している。
●特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地についてそれを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。
●都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲。
●都市計画区域マスタープラン	都市計画区域ごとの整備、開発及び保全の方針を定めるもの。
●都市計画マスタープラン	市町村の都市計画の基本的な方針を定めるもの。市町村マスタープランともいわれる。
●都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
●都市緑地法	良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。
【は行】	
●パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。
●バリアフリー化	障害のある人や高齢者が生活・行動する上で妨げとなる障害(バリア)をなくし、安心して暮らせる環境を作ること。
●ヒートアイランド現象	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
●風致地区	都市計画法に基づき、都市における自然のおもむきなどを維持するために指定する地区。
●ふるさと緑の景観地	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、相当広範囲にわたりふるさと埼玉を象徴する緑を形成している地域として埼玉県が指定するもの。
●保安林	地下水のかん養、土砂流出の防備などの目的で指定される森林。
●ポケットパーク	道路整備等でできた小規模な残地などを利用してつくる小規模の公園。
【ま行】	
●緑の政策大綱	生活者重視の視点に立ち、緑の保全、創出、活用に関する諸施策の基本方向と基本目標を明確にし、施策の総合的展開について示したもの。市町村による緑の基本計画の策定推進についても言及されている。
●緑のネットワーク	幹線道路の街路樹や河川の緑などが相互に結びつけられ、水や緑を感じ、ふれあうことのできる空間。
【や行】	
●遊休地	活用されずに放置されている土地。
●ユニバーサルデザイン	道具や施設などについて年齢・性別・障害の有無を越えて、全ての人が自由に活動し生活できるようにすることを基本としたデザイン。
●用途指定区域	市街地における土地利用に関して住居、工業、商業などの大枠を都市計画に位置づけるもの。
【ら行】	
●ランドマーク	一定の地域を移動中にまたそこに戻ってくるための目印とするの特徴的な物を指す。
●緑地協定制度	土地所有者の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
●緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域など一定要件に該当する緑地を保全するために、都道府県と政令指定都市などが、都市計画に定める地域地区。

深谷市 緑の基本計画（案）

平成21年12月

発行：深谷市

住所 〒366-8501 深谷市仲町11番1号

TEL 048-571-1211（代表）

ホームページ <http://www.city.fukaya.saitama.jp/>

編集：深谷市都市整備部都市計画課